

平成31年第2回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成31年3月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成31年3月12日

4. 出席議員(15名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
12番 山野千佳子	13番 久保隅逸郎
14番 中原裕侑	15番 馬上勝登
16番 山吹富邦	

5. 欠席委員(0名)

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	時光良弘
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
総務部次長	堀野辰夫

建設部次長	堂 森 憲 治
建設部技術次長	林 武 史
教育部次長	隼 田 雅 治
財務課長	桐 木 和 義
危機管理課長	西 岡 隆 司
地域振興課長	西 川 伸一郎
税務課長	須 賀 雅 彦
高齢者支援課長	西 村 ゆ り
住民課長	佛 圓 至 裕
子育て・健康推進課長	立 花 太 郎
生活環境課長	宗 像 雅 充
都市整備課長	福 嶋 春 樹
上下水道課長	寺垣内 栄 作
生涯学習課長	榎 並 正 和
会計課長	穂 坂 俊 彦

~~~~~  
 7 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 西 村 隆 雄 |
| 議会事務局書記 | 永 谷 望   |

~~~~~  
 8 . 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 熊野町議会災害対策特別委員会の最終報告について
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (片川光)

- 日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（東都茂江）
- 日程第 9 議案第 4 号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案について
- 日程第 10 議案第 5 号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 6 号 熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 7 号 熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 8 号 熊野町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 9 号 熊野町都市公園条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 10 号 熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 11 号 熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案について

~~~~~

## 9．議事の内容

（開会 9時30分）

議長（山吹） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成31年第2回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、時光議員、8番、民法議員、9番、荒瀧議員の3名を指名します。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より20日までの9日間としたいと思っております。

が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの9日間とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩いたします。

(休憩 9時31分)

(再開 9時33分)

~~~~~

議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。事務局長。

~~~~~

議会事務局長(西村) 諸般の報告をいたします。

昨年12月17日、総務厚生委員会が開催され、「委員会活動のあり方」について協議をしました。また、同日、議会広報特別委員会が開催され、「議会だより第109号」の紙面構成について協議をしました。

12月20日、産業建設委員会が開催され、建設部及び水道部における平成30年度主要事業の実施状況について協議をしました。

同日、平成30年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成29年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計歳入歳出決算認定、平成30年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計補正予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

また、同日、広島県海田高等学校財産組合議会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成29年度決算認定、平成31年度一般会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

平成31年1月8日、議会広報特別委員会が開催され、「くまの議会だより第109号」の記事校正を行いました。

1月10日、同じく議会広報特別委員会が開催され、「くまの議会だより第109号」の記事校正を行いました。

1月11日、広島県町議会議長会定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主な協議事項といたしまして、平成30年度の広島県自治功労者表彰や、広島県町議会議員研修会等について協議されました。

1月13日、平成31年熊野町消防出初式が町民体育館で行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。

また、同日、「成人を祝う会」が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月21日、議会広報特別委員会が開催され、「くまの議会だより第109号」の最終校正を行いました。

また、同日、総務厚生委員会が開催され、各種証明書のコンビニ交付について、担当部から説明を受けました。

1月23日、熊野町議会災害対策特別委員会が開催され、「平成30年7月豪雨災害検証委員会の経過」について担当部から説明を受けました。また、「住民避難等災害関連報道」を視聴し、その後、「『自助』『共助』『公助』」について協議をしました。

また、同日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件4件について協議を行いました。

1月28日、広島県町議会議長会広報研修会が、ザロイヤルパークホテル広島リバーサイドで開催され、多くの議員が出席しました。研修内容は、午前に、広報コンサルタント芳野政明氏から基調講演をいただき、午後からは、同氏による各町の議会広報紙に対する講評が行われました。

1月30日、第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会の設立会議及び第1回総会がホテルメルパルク広島で開催され、議長が出席しました。主な議案として、設立会議では、実行委員会の設立及び委員会の会則等が承認され、その後開催された総会では、基本計画、予算等が原案のとおり可決されております。

2月6日、熊野町議会災害対策特別委員会が開催され、「災害関連報道にかかる感想・気付き、熊野町における課題等」及び「特別委員会の最終報告」について協議をしました。

また、同日、議会全員協議会が開催され、議会からの協議案件1件について協議を行いました。

2月10日、第46回熊野駅伝大会が開催され、閉会式に多数の議員が出席しました。

また、議長が挨拶及び表彰の授与を行いました。

2月12日、広島県後期高齢者医療広域連合平成31年第1回定例議会が開催され、沖田議員が出席しました。主な議案は、平成30年度一般会計補正予算、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算、平成31年度一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算などで、いずれも原案のとおり可決されております。

2月15日、安芸郡町議会議長連絡協議会町議会議員研修会が、坂町立町民センターで開催され、多数の議員が出席しました。研修内容は、兵庫県立大学大学院准教授、澤田雅浩氏から、「自然災害からの復興は地域課題の解決でもある」と題しまして、講演をいただきました。

2月21日、議会運営委員会を開催し、平成31年第1回熊野町議会臨時会の議事運営について協議を行いました。

また、同日、平成30年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がパルテザスタイルオブウェディングで行われ、多くの議員が出席しました。自治功労者等表彰では、町議会議員として27年以上在職されたとして、山野議員と久保隅議員が表彰され、被表彰者を代表して山野議員が謝辞を述べられました。また、研修内容は、午前「議会をめぐる動向」と題しまして、全国町村議会議長会議事調査部参事、小西正太氏から講演をいただき、午後からは、「天下人に学ぶタイプ別組織運営」と題しまして、静岡大学名誉教授の小和田哲男氏から講演をいただきました。

2月22日、平成31年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成31年度の一般会計及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

2月25日、平成30年度第2回安芸地区消防運営協議会が開催され、議長が出席しました。主な議題といたしましては、平成31年度安芸地区における消防事務の運営経費についてで、原案のとおり承認されております。

2月26日、議会運営委員会を開催し、平成31年第1回熊野町議会臨時会の議事運営について再度協議を行いました。

同日、平成31年第1回熊野町議会臨時会が開催され、執行部からの報告案件1件、議案3件について審議を行いました。

また、同日、議会全員協議会が開催され、執行部から提出された報告案件3件、協議案件2件について協議を行いました。

3月6日、熊野町議会災害対策特別委員会が開催され、「特別委員会の最終報告」について協議をしました。

3月7日、議会運営委員会を開催し、平成31年第2回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されておりますので御紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

1月21日、「全国知事会の『米軍基地負担に関する提言』の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書」が、日米地位協定を見直す会共同代表、難波希美子氏から提出されております。

2月12日、「奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書」が、一般財団法人日本熊森協会会長、室谷悠子氏から提出されております。

2月18日、「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議について」が、沖縄弁護士会会長、天方徹氏から提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

平成31年度の予算編成に当たり、町長から施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 平成31年3月定例会に際し御参集賜り、まことにありがとうございます。

大正7年に誕生しました本町は、昨年、町制施行100周年を迎えました。本年3月21日には記念式典をとり行い、町全体で、これまでの本町の歴史を振り返り、これからの町の発展を願うことができると考えております。

この節目となる年の7月、西日本を襲った豪雨により熊野町は被災をいたしました。本町では、この未曾有の災害により12人も尊い人命を失い、町全域で土石流が発生

するなど甚大な被害を受けました。犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、被災に際し、多くの町民や全国の方々から多大な支援を賜りましたことに感謝を申し上げます。皆様から寄せられました支援金につきましては、被災者の生活再建支援や、住民全体の防災・減災の取り組みに関する事業などに活用させていただくこととしております。

平成31年度は、豪雨災害からの復旧・復興を最優先課題として取り組む年となります。町制施行100周年という町の歴史の大きな節目に発生した、このたびの災害を胸に刻み、自助、共助、公助による防災・減災のまちづくりを推進してまいり所存でございます。

それでは、平成31年度の予算案並びに諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の所信及び町政の基本方針を述べさせていただきます。

まず初めに、町政を取り巻く経済・社会情勢について申し上げます。

政府の経済見通しによりますと、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれるとされております。また、10月には消費税が10%に引き上げられます。政府は、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと転換し、同時に財政健全化も確実に進めていく方針を示され、経済への影響を平準化するための施策を総動員し、経済の回復基調を持続させるとされております。

本町におきましても、プレミアム付商品券の発行や幼児教育無償化への対応など、国の動向を注視しながら取り組みを進めるとともに、こうした国の動きに合わせ本町の子育て支援施策などを行うことで、災害からの復旧・復興を単なる原状回復にとどめることなく、定住・交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

それでは、このような経済・社会情勢を念頭においた、平成31年度の町政の基本的な方針と具体的な取り組みにつきまして申し上げます。なお、本年5月からは新たな元号となりますが、本施政方針におきましては、元号を「平成」と統一して申し述べさせていただきます。

まず第1に、豪雨災害からの復旧・復興を最優先とし、道路、河川、農地等の復旧事業を着実に進めるとともに、被災者の日常生活や生活再建を支援してまいります。また、町民の皆様との協働による防災・減災対策を推進し、災害に強いまちづくりを加速させてまいります。

第2に、目指す将来像「ひとまち育む筆の都熊野」を掲げる「第5次熊野町総合計画」が、平成32年度に最終年度を迎えます。平成31年度は、「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度であることから、これらの計画の総仕上げとして、各種指標や目標値の達成に向けた施策を展開するとともに、次期計画を見据えた取り組みを行ってまいります。

第3に、これら施策を支える財政運営についてでございます。このたびの豪雨災害からの復旧に要する経費につきましては、国の補助金や地方債を可能な限り活用するとともに、なお不足する財源については基金を取り崩して対応してまいりました。平成31年度予算におきましては、豪雨災害からの復旧・復興を最優先する中、既存事業の見直しや事業の抑制を図り財源を確保したところでございますが、引き続き経費節減等に取り組み、健全財政の維持に努めてまいります。

それでは、平成31年度当初予算の部門ごとの取り組みの一端を説明させていただきます。

初めに、全部門の復旧・復興に向けた取り組みでございます。

まず、被災者支援などのソフト面でございますが、被災者の総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」活動におきましては、引き続き、被災者の生活再建と自立を支援するため、見守り、生活支援、地域交流、介護予防等の促進を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築してまいります。また、被災により住宅に困窮された方に引き続き応急仮設住宅を提供し、生活再建を支援してまいります。児童・生徒の心のケアにつきましては、学校、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、ハード面についてでございますが、被災した道路、河川などの公共土木施設を初め、農地及び農業用施設や林道の早期復旧に取り組んでまいります。なお、国や県が実施する砂防ダムや治山ダムは、事業化されたものから、また、県が実施する河川などの公共土木施設の災害復旧は、順次、進めていただく予定となっております。

その他、水道施設では、出来庭地区の慶神橋の復旧に伴う配水管の布設がえを予定しており、教育施設では、熊野第二小学校プール、町民グラウンド及び多目的グラウンドの早期復旧に取り組んでまいります。

ゆるぎ観音周辺の復旧につきましては、「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、地元と一体となって数カ年計画で再整備を進めてまいります。

現在、土砂等の仮置き場となっている町民グラウンドにつきましては、仮置き場閉鎖

後、速やかに原状復旧を行い、一日も早く施設を正常化させるよう取り組んでまいります。

次に、今後の防災・減災対策についてでございます。

昨年、議員提案により制定されました「熊野町防災の日を定める条例」において定められました7月6日の「防災の日」に関する取り組みといたしまして、追悼式の実施や各公民館等での被災写真展示など、犠牲者を追悼するとともに、豪雨災害の継承に取り組んでまいります。平成30年度に設置した「防災・減災まちづくり会議」を引き続き開催し、住民主体で自主的に進める減災の取り組みを考え、町と町民との協働による防災・減災対策を推進してまいります。

また、町を構成するさまざまな機関、団体、そして個人が防災・減災に向けた役割や責務を共有し、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災・減災のまちづくりに関する条例の制定に向けた検討を行います。

防災力強化の面では、地域防災センター整備構想に基づき、仮称ではありますが、東部地域防災センターの事業を進めてまいります。山すそなど、町内でも特に土砂災害の被害が大きくなる特別巡回区域におきましては、避難路の拡幅等に重点的に取り組み、地域での自助・共助による円滑で安全な避難につなげてまいります。

自然災害や非常事態に対する避難情報の伝達手段としましては、防災行政無線デジタル化事業の見直しを行い、平成32年度までに更新を実施します。

土砂災害の危険性を認識してもらうためのハザードマップは、土砂災害防止法に基づく警戒区域等が指定される第一小学校区及び第三小学校区について作成し、町内全域の土砂災害用のハザードマップ更新を完了させます。

環境対策としましては、豪雨災害を踏まえ、今後発生するおそれのある地震・台風・風水害等を想定した、災害廃棄物処理計画を策定いたします。

自助・共助強化の面では、地域で協力し早目の避難に取り組むための自主防災組織への支援として、防災マップ作成支援などの新たな財政的支援を行います。

自発的・能動的に防災に取り組む人材を育成するための防災教育としましては、児童・生徒への防災教育の充実に向け、教職員を対象とした防災研修を行うとともに、地域住民の防災への関心を高めるため防災講演会を実施してまいります。

次に、総務部門でございます。

まず、復旧・復興に関しましては、今、申し上げました各般の取り組みを総括し、着

実に実施してまいります。

次に、総合計画につきましては、先ほど申し上げましたように、第6次熊野町総合計画の策定作業に着手いたします。

生活福祉交通「おでかけ号」につきましては、日常生活における移動手段として定着していることから、引き続き運行してまいります。また、平成30年度に実施した運行見直しに伴う試験運行を平成31年度から本運行に移行し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

次に、香草等利活用推進事業でございますが、平成30年度から新たな観光資源開発のため、香草、いわゆるハーブを素材とした観光コンテンツの育成・開発につなげるワークショップを実施しております。平成31年度も引き続き実施し、本町の新たな魅力発掘と町全体の活性化推進に努めてまいります。

次に、筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のまちづくりでございます。筆産業の振興と筆文化の継承を目的として建設しました「筆の里工房」は、一部老朽化が進み、平成30年度からの継続事業として本年4月まで空調設備改修工事を実施し、4月27日にリニューアルオープンの予定としております。引き続き、ミュージアムとしての機能保全と、来館者の快適性の向上に努めてまいります。

次に、商工振興事業では、平成28年にくまの産業団地で操業を開始した事業所に対し、固定資産税と同額の企業立地奨励金を引き続き交付します。この奨励金は5年間交付し、本町における当該企業の安定的な操業と町内からの雇用拡大を図ってまいります。

次に、民生部門でございます。

住民基本台帳等事業では、本年3月25日から、住民票等各種証明書のコンビニ交付サービスがスタートいたします。今後はシステムの適正な運用に努めるとともに、交付の際に必要な「マイナンバーカード」の普及促進を図ってまいります。

子育て支援施策におきましては、既存の「子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度に計画期間の最終年度を迎えることから、ニーズ調査の結果等をもとに、平成32年度から5年間の事業計画を策定いたします。

また、県のモデル事業として、「子どもの地域見守り支援ネットワーク事業」を実施し、地域の皆様の御協力のもと、子供の見守り体制の充実を図ってまいります。

くまの・こども夢プラザにおきましては、子育て支援センター事業として、育児相談、各種講座、ファミリーサポートセンター事業等を引き続き実施するとともに、移住・定

住情報の発信等の実施、夢プラザ祭りの開催など、移住定住情報発信拠点としての機能の充実を図ります。

保育所の運営におきましては、国において、平成31年10月から、ゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯と、3歳児から5歳児の保育料の無償化が検討されているため、保育ニーズの把握に努めます。こうした中、本町においては、平成31年度から新たに認定こども園が開園されます。引き続き、保育所、幼稚園、認定こども園を運営している法人と連携を深め、保育の量の拡大及び多様な保育ニーズに対応し、待機児童を出さないよう取り組んでまいります。

また、放課後児童健全育成事業におきましては、学童保育充実のため、平成31年度から児童クラブ対象児童を小学校6年生まで拡大いたします。

保健事業におきましては、広島広域都市圏連携事業として、平成30年度に救急相談センターを開設したところでございます。高齢化の進展に伴い救急搬送人員が増加する中、限られた医療資源の有効活用を図るため、救急車を呼ぶべきかどうか迷っている方の相談に応じ、潜在的な重症患者の救護体制の充実を図ってまいります。

生活習慣病予防対策におきましては、健康診査の受診により生活習慣病の予防に取り組んでいただくため、受診しやすい体制の整備と、胃がん検診における胃X線検査に加え、胃部内視鏡検査の導入により受診率の向上を図ります。

また、自殺対策事業としましては、自殺対策基本法に基づき自殺対策計画を策定し、自殺予防について住民への啓発と周知を行います。

母子保健におきましては、産前産後ヘルパー派遣など、これまで実施している事業に加え、新たに産後の宿泊ケア事業を実施し、妊産期の不安の解消に努めてまいります。

次に、高齢者施策でございます。

団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、いつまでも住みなれた地域で生活し続けることができるよう、現在、将来の本町の課題を抽出することを目的に地域ケア会議を開催し、抽出された地域課題を施策につなげ、生活支援体制の充実を図ってまいります。

また、自助・互助の観点から、介護予防や健康づくりへの取り組みとして実施しているシルバーリハビリ体操指導士の養成及び活動支援、認知症施策における認知症サポーター養成事業を、引き続き実施してまいります。

ボランティア活動を通じた社会参加の促進とみずからの健康増進、介護予防の推進を

目的とした「介護予防・ボランティアポイント事業」を本年1月から開始いたしました。今後は広く展開していけるよう普及啓発に努めてまいります。

消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地方における消費を喚起するため、低所得者・子育て世帯主向けにプレミアム付商品券を発行いたします。

熊野町中央地域健康センターの管理運営におきましては、平成31年度から熊野町社会福祉協議会を指定管理者として、地域福祉活動の一層の充実を図ってまいります。

障害者施策では、障害者保健福祉計画等に基づき、障害のある人もない人もともに住みなれた地域で安心して暮らせるまちの実現に向け、取り組んでまいります。

環境対策としましては、公衆衛生活動を実施する団体や、小型合併浄化槽の設置に対し引き続き補助金を交付し、公共用水域の水質保全を図るとともに、町民の環境意識の高揚に努めてまいります。

消費者対策としましては、手口が巧妙化する悪質な特殊詐欺などに対応するため、相談窓口の開設を週2日から5日に変更し、週2回の消費生活相談員の確保に努め、住民への被害を未然に防ぐための啓発や情報提供を充実させる体制の強化に取り組んでまいります。

次に、建設部門でございます。

まず、町内の県道整備でございますが、昨年7月の災害により一時中断しておりました、県道矢野安浦線の川角交差点から呉地地区までの現道拡幅及びバイパス事業は、既に用地取得や工事を再開していただいております。県道瀬野呉線の深原地区バイパス事業は、平成31年度から工事等を再開していただく予定となっております。これら県道の整備によるネットワークの強化は、災害対応の面からも重要な施策であることから、いずれの事業におきましても、県と連携し、早期完了を目指してまいります。

次に、町道の整備でございます。新宮地区の町道深原公園線・鞘ノ河内工区新設事業につきましては、現在整備中の県道瀬野呉線バイパスから、深原地区準工業地帯へのアクセス道路を整備してまいります。また、町道呉萩線改良事業につきましては、呉地地区と萩原地区を結ぶ離合が困難な区間の道路改良事業を実施してまいります。

次に、筆の里工房周辺整備事業につきましては、災害により一時中断した用地の測量・調査、用地買収、基本設計を実施してまいります。

次に、町の総合計画を踏まえた都市計画マスタープランの改定を行い、町の将来像や

土地利用などの基本方針を明らかにしたまちづくりの指針を定めてまいります。

また、平成32年度に広島県及び県内の全市町が連携して開催を予定している花と緑の祭典、全国都市緑化フェア「ひろしま・はなのわ・2020」の成功に向けて取り組んでまいります。

次に、子育て世代の定住を促進するため、一定要件の住宅取得者に対し交付金を支給する「子育て世代住むならくまの応援事業」を引き続き実施し、人口の維持、地域の活性化を図ってまいります。

次に、公共下水道事業でございますが、呉地地区の未普及区域におきまして、合計約0.5ヘクタール下水道整備を予定しています。汚水管路の老朽化対策といたしましては、熊野団地内において、老朽度の高い箇所改築更新工事を延長約200メートルの予定で実施をいたします。

次に、公営企業法の適用といたしましては、人口3万人未満の自治体について平成35年度までに公営企業への移行が要請されたことにより、その適用に向け、現状と課題を整理してまいります。

次に、上水道事業でございますが、萩原地区において未給水地区の配水管整備を行うほか、引き続き熊野団地内の老朽管を計画的に更新してまいります。また、受託事業では、県道矢野安浦線の道路改良工事に伴い支障となる配水管の移設を行ってまいります。

次に、教育部門でございます。

まず、児童・生徒の学力向上についてでございますが、平成30年度の全国学力・学習状況調査において、小・中学校ともに優秀な成績をおさめることができました。今後も熊野町独自の標準学力調査を実施し、授業改善を図るなど、「確かな学力」の定着を図ってまいります。

学校支援体制におきましては、各学校に学校支援員を配置し、教職員の事務軽減を図ることにより、教職員が子供に寄り添う時間を確保いたします。各中学校には、生徒指導相談員や家庭教育支援アドバイザーを配置し、不登校や学習相談に対応してまいります。また、介助員・配慮児童支援員を配置し、配慮を必要とする児童・生徒へのきめ細やかな対応を行ってまいります。

学習指導におきましては、児童・生徒の理解しやすい授業づくりのために、タブレット端末等のICT機器を整備し、より効果的な授業運営に向けた学習環境整備を図ってまいります。

また、小学校では、平成32年度の新学習指導要領の全面実施に向け、外国人講師による英語指導助手を平成30年度と同様に配置し、外国語教育のより一層の充実を図ってまいります。

次に、施設整備では、児童・生徒の安全、健康を守るため、町立小・中学校の全ての普通教室に空調機器を早急に整備してまいります。

昨年、確認された危険なブロック塀につきましては、地震等による倒壊の可能性を回避するため、フェンス等に改修する工事を実施してまいります。また、学校体育館の照明を、現在の水銀灯から順次LED化する改修を実施いたします。

さらに、老朽化が進む学校施設につきましては、安全・安心を確保し、中長期的な維持管理等にかかるトータルコストの縮減及びコストの平準化を図りながら、適正な維持管理を実施するため、学校施設長寿命化計画を策定いたします。

次に、生涯学習についてでございます。

人権施策につきましては、引き続き、各種講演会や講座を開催し、人権啓発や人権教育に取り組んでまいります。

また、本町では各公民館を中心に、多様な講座を開催し、多くのグループが活発な活動をされております。平成31年度は、老朽化による支障解消と利用者の安全を考慮し、また、避難所としての機能維持・強化の観点から、熊野町民会館のエレベーターを改修し、引き続き、生涯学習の場となる施設の安全かつ快適な学習環境の充実を図り、住民主体の活動を支援してまいります。

これらの施策を中心に予算編成を行った結果、平成31年度の一般会計当初予算の総額は、97億4,754万1,000円となり、前年度と比べ6.3%の増となっております。

特別会計につきましては、4会計で64億8,436万9,000円、前年度と比べ0.7%の増、企業会計である上水道事業会計の収益的支出及び資本的支出の合計額は5億7,419万1,000円、前年度と比べ0.8%の減となっております。

以上、平成31年度における主要事業につきまして、その概要を申し上げます。

本年は、平成という一つの時代が終わり、5月には新元号による新しい時代を迎える年となります。我々には、本町に大きな犠牲をもたらしたこのたびの豪雨災害の経験を決して忘れることなく、後世に継承していく責務があります。引き続き、被災された方々に寄り添い、復旧・復興を着実かつ迅速に進めることで活力ある熊野町を取り戻し、

住民の皆様との協働により、災害に強い、安全・安心なまちづくりに全力を傾注してまいる所存でございますので、議員各位を初め、住民の皆様の格別なる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、平成31年度の施政方針とさせていただきます。

議長（山吹） 以上で町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第5、一般質問を行います。6名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに7番、時光議員の発言を許します。時光議員。

7番（時光） 皆さん、おはようございます。7番、時光でございます。

西日本豪雨災害から8カ月が経過いたしました。昨年9月議会において、復興計画について質問をさせていただきましたが、本日は、現在の復旧・復興の状況と今後の計画について、通告書にのっとり、以下の点について質問させていただきます。

砂防ダム、治山ダムについて。河川の護岸復旧、浚渫について。農地の土砂撤去について。ため池について。被災家屋の解体後の税の取り扱いについて。以上5点でございます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 時光議員の「災害後の復旧復興の状況と今後の計画について」の御質問にお答えします。

被災から8カ月を経過し、当初の応急復旧から本格的な復旧にシフトしてきております。本町におきましても、現在では国の災害査定を終え、復旧工事に必要な設計審査等の手順を経て作業を進めているところでございます。

災害復旧過程の詳細につきましては建設部長に、家屋解体に伴います税の取り扱いにつきましては総務部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 時光議員の「災害後の復旧復興の状況と今後の計画について」の御

質問に、詳細にお答えします。

各ダムの施工は、砂防ダムにつきましては県で、治山ダムは民有林を県、国有林は国で実施をいただくことになっており、既に報道発表にもありましたように、緊急事業として町内に砂防ダム5カ所、治山ダム8カ所を整備いただく予定で、既に地元説明会の開催や地権者等関係者への説明を進めているところでございます。この事業では、平成31年度末までに整備を終える計画と伺っております。

今回の緊急事業の対象になっていない箇所につきましては、引き続き、激甚災害対策事業として順次実施することとされており、現在、事業主体の県へ実施箇所の要望をしているところでございます。

次に、河川の護岸復旧、浚渫についてでございますが、県、町ともに災害査定が今年1月末で終わり、県管理河川では、二級河川の二河川の護岸復旧工事が既に発注されており、二級河川の熊野川、砂防指定河川の三谷川におきましても、順次発注するとお聞きしております。また、町管理の普通河川につきましては、道路との兼用護岸を含む4河川の復旧工事を発注しております。

浚渫につきましては、県管理の二級河川は、現在、県で実施箇所の選定作業を行っているとお聞きしております。町では、三谷川の一部を残し、多量に堆積した箇所の応急的な浚渫作業はおおむね完了しておりますが、今後も応急工事実施箇所を含めまして、順次、工事を発注してまいります。

なお、河川の浚渫の事業主体は、二級河川は県、砂防指定河川を含む普通河川は町でございます。

次に、農地の土砂撤去につきましては、権利者の方と工事の時期など調整をいたしまして実施することとしております。状況によりましては一、二年先まで耕作が困難な箇所も想定されますので、関係者と調整を図りながら事業を進めてまいります。

次の、ため池につきましては、昨年9月に県から町に対して、県施工によるため池廃止の要望調査がございました。これを受け、本町では、各農区長を通じてため池関係者の意向確認を実施したところでございます。

この結果としましては、38カ所のため池につきまして廃止工事の要望が出され、この中から、決壊した時に下流の人家への影響が大きいもの、関係者全員の同意が得られるものや、想定浸水区域の状況等を総合的に考慮し、町で対象を絞って県に要望し、平成30年度分事業として6カ所の廃止工事の実施が確定しております。また、平成31

年度分の実施箇所につきましては、現在、6カ所の要望を県に上げている状況でございます。今後もため池の廃止につきましては、法令改正や県の動向に注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 宗條総務部長。

~~~~~

総務部長（宗條） 時光議員からの御質問「被災家屋の解体後の税の取り扱いについて」お答えをいたします。

解体した家屋には固定資産税はかかりませんが、公費解体の申請をされており、現在も家屋が存在し解体を待っている状態の場合は、平成31年度の固定資産税は免除いたします。

そして、被災した家屋を解体し、残った土地「被災住宅用地」の税の取り扱いでございますが、これには固定資産税の課税標準額の特例がございます。

要件といたしましては、平成30年7月豪雨災害により家屋が滅失、損壊したため、やむを得ず住宅用地として使用できない場合は、平成31年度と平成32年度の2年間については、引き続き住宅用地とみなして、家屋解体前の税額と同程度の額となるよう地方税法で規定されているところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 時光議員。

~~~~~

7番（時光） ありがとうございました。

まず、砂防ダム、治山ダムについてでございますが、御答弁にもあったように、大原ハイツを初めとして、人的被害のあった場所や二次災害のおそれのある場所が緊急事業として13カ所ですかね、このダムの建築を含め町内でも18カ所の砂防、治山事業が整備されるというふうに報道されておりますが、今回発表された箇所以外、やはり平谷地区や北部農道の各所、呉地地区など、今回実際に崩れた場所にもダムが必要と思われます。

今の御答弁では、事業主体の県へ引き続き要望をかけていくということでございます

が、その要望に関しても今後の具体的な計画というのとは何かあるのでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） 今後の治山ダム、砂防ダムの計画ということでございますけども、現在、先ほども答弁ございましたように、県で発表されているのは緊急事業、30、31年度で実施するものが発表されております。それに加えて32年度以降も実施するものというものがございまして、そのあたりも含めて、町内でいろいろ被害が多発しております。そういったものについて、基本的には要望を上げて、人家に影響があるとか、農地に影響があるとかといったものについては、要望を上げておるところでございます。その辺につきましては、実施を計画、県のほうでされるところに漏れのないように対応していきたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） これも県に要望して上げていくことしかないんですけど、強い要望で順次お願いしたいと思います。

それで、昨年9月の御答弁の中では、土岐の城団地の上を初めとする山腹付近にとまっている斜面の崩落箇所について調査中ということでございましたが、その調査の結果とその後の対応はどのようにしておられるのでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） 崩壊箇所の調査の対応ということでございますけども、基本的に夏の調査で町の職員、県の職員一緒に現地のほうを確認させていただいて、下流域に影響のあるかないかというようなことも調査をしていただきました。そういった中で、現在中腹にとどまってあって、影響のないものも中にはございます。そういったものを整理いたしまして、影響の考えられる箇所につきましては、治山ダム、砂防ダムの要望の中にも加えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） いずれにせよ、一日も早くダム建設を、危険度の高いところから順次推進していただけるようお願いします。

次に、河川の護岸の復旧、浚渫についてでございますが、これもただいま御答弁ありました県発注の二河川の災害復旧工事ということでございますが、その詳細と、また発注済みの町管理の河川ですかね、何カ所かあったと、4カ所ぐらいですかね、この復旧工事の場所、またこれらが住民の方に周知されているかということについてということと、砂防ダム、治山ダムについては緊急事業計画ということで大きく発表されて、新聞でもいろいろ報道されましたが、河川について、県のほうからのこういう緊急工事の計画とか、その発表の予定とかいうことを、県からどのように伝えられているのかということをお教えいただきたいんですが。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 発注済みの二河川の復旧工事でございますけれども、これは越水によりまして壊れた護岸の復旧でございます。それから、町管理の河川の発注箇所でございますが、道路との兼用護岸でございます。新宮地区の深原地区、熊野黒瀬トンネルから東のほうへ約500メートル行きました新萩線、それから初神地区の三谷川、県道から約200メートル入りました沖田川端線、それから、出来庭地区の徳法寺橋西付近の大南地線、それから呉地地区いさご橋付近の呉地奥2号線でございます。

それから、住民に対する周知でございますけれども、町の場合、道路の兼用護岸でございますので、表示看板であらかじめ周知をするというようなことでございます。

それから、これ町と県とでちょっと発注形態を分けておりまして、道路の兼用護岸については町、それから河川の一般的な護岸については県が発注するようにしておりますので、そのあたりちょっとずれが生じていることも考えられます。

それから、最後に県の管理の河川の発注の予定でございますが、熊野川、それから三谷川、道上川の一部につきまして、4月下旬に工事を発注し、年内の完了を予定してい

るというぐらいの情報しかちょっと今持ち合わせておりません。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） ありがとうございます。住民の方は、うちの近くのここはいつ川が直るんかとか、そういうお話が多いんで、ある程度計画が明らかになったところから、順次、やはり住民の方々に安心していただくということが必要だと思いますので、周知していただくように発表していただきたいと思います。

あと去年のやはり質問の中の御答弁の中で、平谷川、熊野川に、増水時にインターネットで誰でも見られる水位計の設置を県に要望して、設置場所の検討中という御答弁があったんですが、これは早期に設置していただきたいんですが、その後どのようになりましたでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 去年の答弁におきまして、平谷、熊野川、2カ所の要望をしているということでお答えさせていただいておりますが、今回の豪雨災害の越水状況を鑑みまして、現在、県に対しまして水位計設置、熊野川の新宮地区海上橋付近と、初神地区の東公民館付近、この2カ所を危機管理型水位計というもので要望いたしております。この危機管理型水位計におきましては、一定量の水位を越したものについて表示されるというものでございまして、今までの水位計に比べまして安価で設置ができるということで、今広島県のほうが全県的に設置を進めているものでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 前回言われたインターネットで誰でも見られるというものとはちょっと違うものじゃないかと思うんですけど、いずれにしても、安全のために各所に早い時期に水位計をつけていただきたいと思います。

河川の被害として、多分前回でお答えいただいたのが100カ所以上あったと思うんですが、今のお話ではまだ五、六カ所ですかね。順次やっていただけると思うんですが、崩れた護岸の近くで生活しておられる人もいらっしゃいます。できれば梅雨時期までに、できるだけ多くのところを工事をお願いしたいと思います。

続いて、農地の土砂撤去ということでございますが、確かに場所によっては一、二年は耕作が困難なところはあると思います。地権者の人ともいろいろ話をされとると思うんですが、査定が済んで、5%の負担金額を聞いて、もう百姓はせんと耕作放棄をされる方もおられると聞いております。しかしながら、被害が少なく土砂の撤去のみで耕作可能な農地も多く見られます。営農者の方にもいろいろお話をしとられるということではございますが、もっと意識調査を行っていただいて、営農意欲のある方々の農地から順次工事を行っていただきたいと思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） 改めまして営農の意欲というか、そういった意識調査というものは実施しておりませんが、当然ながら農地の土砂撤去ということになれば地権者の方と調整をしながら、要望があったものに対してどこまでできるかということで協議をさせてもらうことが必須になってこようかと思っておりますので、その中でやはり早くつくりたいということ、規模が小規模であるとか、他の道路であるとか河川であるとかという復旧に影響を受けないというものを考慮しながら、そういった発注は順番に進めさせていただきたい。当然ながら、先ほどもございましたように、他の災害復旧をしないと対応できないというようなものについては、待っていただくとかいったことを面談で農業者の方と理解を得ながら進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 我が家を1番にしてくださいと言われるのが多いと思うんですが、その辺のほうも地権者の方と調整しながら順次やっていただきたいと思います。

それで、この農地の所有者の方が、実は直接土建業者に工事をお願いしたら、いつでもやりますよというような声が返ってきたというようなことも聞くんですが、これ国費での工事ですので難しいかと思いますが、できれば農地に関しても所有者が土砂を撤去した場合も補助対象となるようなことなり、事後償還されるような町独自の施策を考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） 農家の方が独自に土砂を排出された等の事後償還ということでございますけども、確かに大きな都市、大きな市では、後に実施をされたということも情報はつかんでおりますが、熊野町の場合、財政的にも非常に厳しいということで、今回は対応しておりません。しかしながら、こういった要望という部分については吸い上げていかなきゃいけないのかなということで、今後については課題として検討というか、整理をしてみたいというようには考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） よろしく申し上げます。

春になったら種をまいて、苗を育て、5月には田植えをし、肥料をやって、草を刈り、水の番をして、出穂を待って、実りの秋を迎えるということを何十年も繰り返してこられた営農者の方です。そういった方の営農意欲を持ち続けていただくためにも、一日も早い農地の復旧をお願いしたいと思います。

続いて、ため池についてでございますが、昨年の御答弁の中で、発災後、町内218カ所のため池を点検し、決壊を含め修繕を必要とするため池は11カ所あったということで、その他は土砂の撤去予定というお答えをいただいておりますけど、今回38カ所ですか、ため池が廃池の要望がなされたということでございますが、残る池のその後の土砂撤去等の工事の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） ため池の廃池等に関する進捗状況ということでございますけども、これにつきましては先ほど部長答弁にもございましたように、現在、国のほうの災害査定を終えて、順次設計をしておる段階でございます。一部箇所、11カ所のうち5カ所につきましては、査定の方法が簡易的な方法という形で実施をされているものもございまして、そのあたりにつきましては、今後詳細を詰めて、再度、国のほうの設計審査を受けて工事発注という流れになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、全てのため池の復旧工事の発注時期等につきましては、それぞれの池の利用状況であるとか、今水を使う時期であるとか使わない時期といったものを加味しながら、地元と調整しながら行っていきたいということで考えております。場合によっては、31年度中の完了は難しい面も出てくるものと思われれます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 今、水がほとんど抜いてありますけど、これから田植えをするのに水が要る時期になりますので、この池の管理のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

このため池ですが、国は今回の豪雨を受けて優先的に対策を講じる防災ため池の選考基準を見直して、広島県では従来の503カ所が約5,400カ所、10倍以上だと、大幅に拡大する見込みということが発表されておりますが、現在、町内には多分15カ所ですかね、防災ため池が指定されてると思うんですが、これが何カ所ぐらいになる見込みなのか。また、その結果を住民の皆様にも早急に周知する必要があると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） 重点ため池の拡大ということでございますけども、本町におきましても、先ほど議員おっしゃったように、15カ所、現在重点ため池がございまして、これが新しい基準で試算をしたところだと約120カ所程度になろうかと思っております。これを今県と調整をしている最中でございますけども、スケジュール的にはことし

の秋ごろにははっきりしたものになるのではないかと考えております。

いずれにしても、こういったものがはっきりいたしましたら、町広報とかホームページを活用して、住民の方にも周知していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） そうですね、現在の15カ所についてもハザードマップや町や県のホームページに見られますけど、町民の皆様はまだ御存じない方が多いのが現実です。この川の氾濫と違って池の氾濫の場合、短時間で大きな被害が出ます。新基準の防災ため池が決定したら、住民の皆様への早急な周知と管理の徹底をお願いしたいと思います。

続いて、被災家屋の税の取り扱いについてということでございますが、こういう被災された方が、被災した家屋にかわって新たに家屋を取得された場合の固定資産税、これについての特例措置というのはどのようになるのでしょうか。

議長（山吹） 須賀税務課長。

税務課長（須賀） 新たに家屋を取得した場合ということでございますが、平成30年7月豪雨災害により滅失また破損した家屋の所有者が、平成35年3月31日までにかわりの家屋を取得した場合などには特例が受けられます。特例の内容につきましては、取得された家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、その取得した年の翌年4年間、固定資産税を2分の1に減額をする措置が設けられております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 4年間、2分の1ということでございますね。先ほど最初の御答弁にあった被災家屋の住宅用地に関しては、平成31年度、32年度の2年間は、引き続き家が建ってる、住宅用地とみなしての家屋解体前の税額と同程度になるとのことですが、東日本大震災においては、災害後8年たった今でも固定資産税の課税標準額の特例があ

るというふうに聞いておりますけど、当町においてもこれは適用されるのでしょうか。

議長（山吹） 須賀税務課長。

税務課長（須賀） 東日本大震災におきましては、地方税法附則の規定によりまして、特別に住宅用地とみなし、特例が10年間延長されております。また、平成28年4月に発生しました熊本地震におきましても、平成31年度も期間が延長されるように予定となっております。平成30年の7月豪雨災害におきましても、2年を経過する平成33年度税制改正の動向につきまして、注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） これも町が決めることではないんですが、この附則規定の10年間ですか、ぜひとも西日本豪雨での災害にも適用していただきたいと思います。

また、先ほどの新しく取得した家屋の2分の1減税、4年間ですかね。これもできれば延長していただけるように要望を出していただきたいと思います。

それと、税に関してでございますが、平成29年の9月の定例会において、土砂災害警戒区域イエローゾーンと土砂災害特別警戒区域レッドゾーンですかね、この固定資産税の減価についてということをお願いしたところ、周辺自治体の状況を踏まえながら検討を行っているということでしたが、幾つかの地区がもう新しく指定されておるわけなんですけど、その後、この件についてはどのような対応をなされたでしょうか。

議長（山吹） 須賀税務課長。

税務課長（須賀） 土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますが、指定面積の割合の区分を9段階に設定しておりまして、固定資産税評価額から最小で5%、最大で45%の間で減価をしております。また、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンでございますが、固定資産税の評価額から2%の減価率で一律に減価をいたしております。減価する対象地目は、原則、宅地比準の土地となりますが、市街化調整区域

の雑種地であるとか、あと市街化区域の宅地介在山林などにおきましては、対象外の地目を一部設定をしております。

なお、減価の適用につきましては、広島県が区域を指定した年の翌年の1月1日を基準日として作成した固定資産税から適用されます。例えば、平成31年3月に指定されたものは、平成32年度の固定資産税から適用することになっております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 時光議員。

~~~~~

7番（時光） ありがとうございます。

いずれにしても経験したことのない未曾有の自然災害からの復旧・復興です。予算費用の問題ではありますが、人の命はお金にはかえられません。まずはブルーシート、土のうのない町にさせていただいて、被害者一人一人が置かれた状況に寄り添いながら、一日も早い創造的な復旧・復興を望みます。よろしくお願いします。

最後になりましたが、三村町長を初め、執行部の皆様におかれましては、1期4年間、私の質問に対し適切な御答弁をいただきましてありがとうございます。4月の選挙後、住民の皆様の御支持をいただき、またこの場に帰りましたら引き続きよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で時光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

（休憩 10時47分）

（再開 11時00分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、立花議員の発言を許します。立花議員。

~~~~~

3番（立花） 3番の立花慶三でございます。

1 番目、土砂災害警戒区域における避難路について。そして、2 番目、豪雨災害支援金について、以上の2点について質問をいたします。

我が町におきましては、御存じのように昨年の7月に豪雨災害が発生いたしまして、もう8カ月が経過しました。東日本大震災でも、昨日ちょうど8年目ということで、いまだに行方不明者の方もおられますし、亡くなられた方の心からの御冥福を改めてお祈り申し上げます。

大自然の前の人間というのは本当に小さく感じますけれども、我が町でいろいろ復興、復旧されておりますことを見れば、やはり人間は強さというか、そういったものも感じている昨今であります。巨大災害は国の歴史を根底から変える、一瞬にして町の風景も人の人生も変えられてしまいました。今、町として何をすべきか。災害は、平和な間には気づくことのできなかった問題点をはっきりと浮き彫りにしてくれるとも言われますように、これでやらなければならないことが明確になりました。

覆水盆に返らずと申しますように、起きてしまったことはどうにもなりません。復旧と同時に、二度と同じ轍を踏まないように、これから雨季を迎えるに当たり、いまだ一刻を争う危険な状態が続く中、対策が無益にならないようにみんなが知恵を出し合おうではありませんか。

そうした中で、先日、メディアを通じて避難路の整備が公表されました。非常に喜ばしいことであり、町としての懸命な取り組みに誠意を感じるとともに、関係地域の方々に詳細をお知らせいただければと思います。

整備計画について、目的概要と進捗状況。増設箇所とその選定方法、拡幅箇所とその選定方法、工事費用の調達について、用地取得計画と現状について。

次に、2点目ですが、我が町の激甚災害を知り、我が身の苦しさを置いてでも今困っている人を助けてあげたいという思いで、人的ボランティアを初め、全国から多くの支援物資やら義援金、支援金などの善意が寄せられました。今までは支援をする立場ではあっても、支援をされることはなく、その後の使われ方など考えもしませんでした。逆の立場であればそうもいかないでしょう。善意がどのように有効利用されたのか、いまだ明らかな情報も見えてきておりませんので、即刻役立ててほしいとの支援者の願いにもお応えすべく質問をさせていただきます。

支援金の受付状況、現在までの支援金の額、活用計画とその目的、支援者への用途説明について御質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 立花議員の二つの御質問、「土砂災害警戒区域の避難路について」と「豪雨災害支援金について」の御質問にお答えいたします。

平成30年7月豪雨災害では、町内の道路の至るところで通行が遮断される被害が発生いたしました。これら被災の発生源におきましては、県や国によって、ハード面である砂防堰堤、治山ダムなどの整備・復旧を順次進めていただいております。また、町におきましても、町管理道路、河川の復旧工事を順次発注しているところでございます。しかし、これらのハード対策によって、いかなる災害にも対応することは不可能であり、避難情報の適正な提供による迅速な避難行動など、ソフト面での対応が不可欠でございます。

こうした中で、今回、山すその地区ではアクセス道路が1カ所しかなかったり、複数あっても狭いなど、避難する上での課題が浮き彫りになってまいりました。住民のスムーズな避難行動につなげるために、主要道路までのアクセスは大変重要なものと考えております。方法としては、既存道路の拡幅や別ルートの新設などが考えられますが、それぞれの地区に見合った方法を検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

次に、2番目の御質問、「豪雨災害支援金について」でございますが、発災後、全国から個人・法人を問わず、多方面から1月末現在で1,975件、9,419万4,216円の支援金をいただいております。この支援金につきましては、使途を明確化する観点から、全額を筆の里づくり基金へ積み立てるとともに、活用事業につきましては、災害に強い安全・安心なまちの実現を目指し、特に住民による防災・減災の取り組みを一層加速させるような事業に活用してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 立花議員の1番目の「土砂災害警戒区域の避難路について」の御質問に詳細にお答えします。

まず初めに、目的でございますが、土砂災害警戒区域にお住いの方の避難路につきましては、町内で一番大きな被害が発生した大原ハイツにおいて、唯一のアクセス道路が被災して避難ができない状況となったことから、住民が土石流や地震などの災害から身を守るためには複数のルートやスムーズに避難できる幅員が必要であることが明らかになり、整備を進めることとしたものでございます。

大原ハイツにつきましては、山腹の応急復旧工事や仮設避難路工事の進捗に合わせて段階的に避難指示を解除したところでございます。昨年12月議会で用地取得の議決をいただき、土地所有者の御協力も得られたことから、現在、国費を活用し、仮設避難路の北側に本設の避難道路の整備を進めているところでございます。

箇所と選定方法、そして用地についてでございますが、大原ハイツ以外の山すその地区につきましては、大雨時の特別巡回地区におきまして強く結成をお願いしております自主防災会並びに地元自治会、土地所有者などと調整を図り、協議の整った地区から順次、予算に反映させていただき、実施することとしております。地形上の制約や土地所有者の御理解と御協力の意向などにより整備が難しい場面は出てくると考えられますが、可能な限り国費を活用し、今後も災害時の住民の安心・安全確保のために、山すそ地区のアクセス道路の拡充を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 宗條総務部長。

~~~~~  
総務部長（宗條） 立花議員の2番目の「豪雨災害支援金について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

まず、全国から寄せられた災害支援金の内訳でございますが、1月末現在、ふるさと納税の災害分が1,094件、1,906万8,000円、郵便局への振り込みが786件、5,428万1,361円、その他法人等が95件、2,084万4,855円、合計で1,975件、9,419万4,216円の支援金を受け入れております。

次に、支援金の活用についてでございますが、災害支援金の目的としております「復旧・復興の支援」を実現するためには、早急な応急復旧対応を行うとともに、何より中長期的な視点で防災・減災へ取り組むことが必要であり、この取り組みによって「災害に強いまち」となることが寄附をしてくださった方の善意にお応えするものと考えてお

ります。

こうしたことから、災害支援金を活用した事業としては、「被災者支援及び生活再建支援に資する事業」、「住民による防災・減災のまちづくりに資する事業」、「町が行う防災・減災対策ソフト事業」などを考えております。

今年度の活用事業と充当金額でございますが、災害弔慰金・見舞金の町単独支給分など被災者支援事業に545万円、災害救助法対象外の住宅の応急修理に233万6,000円、災害救助法対象外の日常生活用品の支給に101万7,000円、ボランティアセンター運営事業に316万8,000円、これら被災者支援及び生活再建支援に資する事業の合計で1,197万1,000円を充当します。また、住民による防災・減災のまちづくりに資する事業として、防災・減災まちづくり会議事業に21万円を充当いたします。

来年度以降につきましても、このたびの災害に関する検証を踏まえ、災害に強いまちづくりの方向性に沿った施策を計画的に進めていくために大切にに使わせていただくとともに、ホームページ等を通じ、使途の説明を行ってまいります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 避難路についての整備計画ということで、先ほど御答弁いただきましたけども、目的とか、進捗状況はまだ先ほど言われましたが、目的は誰しもわかるんですけども、こういった箇所をどのような選定方法というか、基準というか、そういったものがもっと詳しくお知らせいただきたいと思うんですけども、先ほど言われましたように、地域の方と自主防災組織との協議、それからそれが合意できたところから進めていくということですけども、今ざっと考えておられるところで、どういう場所があって、どのような危険な状態であるかということが詳しくお教えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~  
議長（山吹） 堂森建設部次長。

~~~~~  
建設部次長（堂森） 具体的な箇所ということだろうと思いますけども、やはりこれにつ

きましては当然ながら予算の問題もあります。それで土地を提供いただく等の諸課題、たくさんございます。そういった中でいろいろデリケートな問題も含んでおります。

実際には、先ほどの答弁にもございましたように、条件的に各地区で自主防災組織を組織していただくなど、そういった中でやはり入り口が1カ所しかない、もしくは非常に狭い、狭あいであるといったものをピックアップしていただいて、そういったものに対して地理的な要件、当然、用地を取得するとなれば相手方の意向等も入ってこようかと思っておりますので、そういったものを含めての検討になろうかと思っておりますので、具体などがどういった形でというのは、今の時点ではちょっと控えさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） 今の御答弁を聞きますと、どちらかという予算ありきという、そのように感じておりますけども、本来の目的はやはり住民の命を守る、これが第一前提じゃないかと思えます。条件的なもので自主防災組織に進めていただくというような受け身ということにもとりかねないような回答であったように思うんですけども、もっと何のためにというのを深く考えていただきたいと思えます。

それから、新聞紙上では固有名詞というか、場所が載ってございましたけども、そういう載せられ方ができるんなら、もっと今の発言の中に具体的なものが、全部が全部とは言われませんが、言えるんじゃないかと思えます。

出来庭地区にしても、もちろんレッドゾーンですからどこもそうなんですけども、ほんとに道が狭いところがたくさんありますし、どちらかといえば、家であれば垂直避難といいますが、私が思えば水平に逃げるという、そうしたものを考えてみましたら、ただ単に今あるのを拡幅することも大切ですけども、それ以外に横に逃れるような道をつくっていくというのが本来の住民の安全を守るための第一条件じゃないかと私は思うんですが、そこらあたりの考え方はどんなでしょうか。よろしくお願いします。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） どのあたりということにつきましては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、特別巡回地区というものを町のほうで設定しております。これ主に山すそにございます集落とか団地とかというところが多くございますけれども、その中でやはり町だけで地元折衝とか、あと予算化もございますけれども、なかなか難しいことがございます。このあたりにつきましても、地元自治会とか自主防災組織と一緒に汗を流しながら解決していかねばならないところが多くございます。

また、予算的なことにつきましては、なるべく国費を活用させていただきながら、実施が可能なものにつきまして、順番に当初予算、また補正予算で上げさせていただきながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 新聞ではどこどこをやりますというように載っておりました。そこらあたりのことは自治会とか自主防災組織、あるいは国との調整がついて、もうやっつけられるんかもわかりませんが、もう二、三カ所はやりますというようなことも書かれておりましたので、そういったところも住民の方は、「ああ、うちかな」とか、「あそこをするんなら、うちをやってもらいたい」とかいうことがあると思います。先ほど言われましたように、調整するのはいろいろ困難な面があると思いますけれども、またそういう発表をすると困難になるんかもわかりませんが、混乱するんかもわかりませんが、ある程度そういったものがどのように進んでいるかということをお教えいただきたいと思っておりますし、また、順位はなかなかつけがたいとは思いますが、あそこがどうだこうだというのがもしわかれば、ちょっとお教えいただきたいと思っております。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 複数箇所、頭の中にはございますけれども、やはり最終的には土地所有者、関係者がおられる話でございます。その辺、大変デリケートな部分もございまして、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） わかりました。難しいということも、私らもそのようには思うんですけども、できればこういう選定基準というかそういうものがあって、こういうところは早くしますよというようなことを言ってあげないと、もうまた雨季シーズンが近づいているということで、多分住民の方はおちおち寝てはおれないという、そのような思いを常に持っておられるのではないかと思います。

先ほど言いましたように、垂直に逃げるという道路ももちろん必要ですけども、水平というか、横方向に避難路をつくるという、そのようなお考えはあるのでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） これにつきましても、各地区、地域で条件がいろいろあるかと思えます、地形的な要素等も含んでですね。確かに、拡幅オンリーということで考えておるわけではございません。そういった中で、やはり横方向が適切なのか、果たしてそこが技術的に可能なのかという部分も検証していかなきゃいけない。全てが横方向にできればそりゃ理想だろうとは思っておりますけども、そういったあたりについても深く調査を進めていく必要があるかとは思っております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 理想と言われれば、一番理想は早いうちに避難するというのが一番理想だろうと思えます。それでもなおかつ逃げおくれるというようなことがある際には、垂直に逃げるよりはもう横に逃げないと絶対間に合わないというような思いがあるんでそのような質問をさせていただきましたけども、もっともっと本当に何が必要であるかということを考えてというと失礼なんですけども、ただ単に道をつければいい、広くすればいいというのではなくて、どのようにしたら絶対に安心・安全が保てるかという、そういったことに取り組んでいただきたいと思えます。

もちろん拡幅箇所というのも、今では公表できないというか、そのような思いだろうと思いますけども、工事費の調達について、先ほど国費で賄いたいということを言われましたけども、それ以外に何か、それでできなかつたらどうするかというお考えはあるんでしょうか。

議長（山吹） どうですか。沖田建設部長。

建設部長（沖田） 費用面でございますけれども、今現在、こういった激甚災害の地区に指定されておるという中で、できるだけ国費を活用して進めてまいりたいとは考えております。国費が活用できないということになれば、当然、単町事業でということになるかと思っております。それにつきましては、町債等、それに充てられるかどうかということも今から検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 冒頭にも申しましたように、こういった災害によって、今までのやるべきことというか、問題点、課題点が浮き彫りにされ、顕在化されてきたという、そういうことだろうと思っております。

今から考える必要があるのは、やはり日ごろ、平生において、やっぱり基本的に、根本的なところからそういったものを直していかななくてはいけないと思っておりますので、ただこのたびどうなったから、あんなったからというのではなくて、日常生活の中にもまだやってきてなかったところを根本的に改めていく。そのためには国費を活用することも大切ですけれども、もっともっと重要な考え方があるんじゃないかと思っておりますので、そこらあたりのことをもう一度再考願えればと思っております。

用地の取得についても、今の答弁だったら同じことだろうと思っておりますので、この避難路については、これで質問を終わらせていただきます。

次に、支援金のことなんですけども、これはホームページでも募集要項というか、載っております。いつからどのような思いというか、そういう目的と、それから住民にわかりやすくというような思いで説明をしてこられたのかをちょっとお聞かせいただければ

ばと思います。

議長（山吹） 堀野総務部次長。

総務部次長（堀野） 災害支援金の受付、いつから始めて、どのように説明してきたのかということですが、支援金をいただくのに、ふるさと納税でいただく場合、郵便局口座に振り込んでいただく場合、それから支援金箱等直接寄附をしていただく場合という三つの方法があります。

まず、ふるさと納税ですが、災害が7月6日に発生しまして、7月9日からふるさと納税のほうで開設をして、これにつきましては町のホームページで記載させていただいております。それから、郵便局の口座ですが、7月18日に開設のほうをさせていただいて、同じく町ホームページ等で記載をしております。支援金箱等につきましては、直接寄附のほうをできるだけ町のほうに持ってきていただくんじゃなく、郵便局の口座等へ振り込んでいただきたいというふうな最初はお願ひしてたんですけども、やはりどうしても直接手渡したいというふうな方もいらっしゃりまして、受け取っております。

住民さんのほうにわかりやすい説明をしたかどうかですが、今も支援金のほうをお願いするというふうな形だけで、その部分について、住民さんがどのように感じられたかというのはちょっとまだ定かではございません。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 義援金と支援金の違いが私もどちらかというところよくわかっていない、理解できていなかったという点では本当に恥ずかしい限りなんですけども、全国的に見てもどうも義援金と支援金がよくわからないという、そんな疑問を持っておられる方は多いようです。

熊野町のホームページの中の文言として、「この災害支援金は、最終的な被災者の数などが確定した後に一定の基準により被災者へ均等配分する作業を伴う義援金とは異なり」と、要するに最初の文章が、この支援金はこうなるという感じで読んでおりました

ら、途中から、それとは、義援金とは伴うというのが途中に入っているもんですから、
どうも迷いがちなんだろうと思います。

これからもあってはならないことですが、私たちがまた支援金を送るにしても、
またいただくにしても、はっきりと目的というか、明確にそういったものが間違いのな
いように伝わっていくようにしていただければなという、そんな思いを持っております。

それから、現在までの金額をお教えいただきましたけども、先ほどお聞きしましたよ
うに、活用の計画なんですけども、本来、義援金というのは県のほうにまとめられて、
それから町のほうに、被災者のほうに行くのはかなり時間がかかるというような思いを
持っておりました。ところが、どちらかという支援金よりも先に義援金のほうが配布
されたように思うんですが、そこらあたりのことはどうでしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 堀野総務部次長。

~~~~~  
総務部次長（堀野） 義援金と支援金が被災者に届いたのがどちらが早いかということ
ですけども、義援金のほうが、今、第3次まで配分のほうがされております。まず第1
次の時点が、県のほうで決定されたのが8月7日となっております。それから、それ
を受けて町のほうが8月30日に決定というふうな日にちになっております。

支援金のほうですけども、7月24日の受付、これは被災者支援事業についてですけ
ども、災害弔慰金とか見舞金としての町の支給分につきましては、8月10日に第1回
の支給をしております。支援金につきましては、全部を基金のほうに積み立てまして、そ
れをそれぞれの施策のほうに財源を充当していくというふうな方法をとりますけども、
実際に被災者のほうに届いたのは、もう早くから届けられてたというふうな形になって
おります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 被災者のほうにはもう早くから届けられているということですが、
それは金額は先ほど述べられましたような全部で1,200万ぐらいのことなんでは
うか。あと残りはどうなっているか。

支援物資のような思いで私は考えておりました。支援物資を送るにしても、受け入れ先が大変困るだろうと、そういうような思いもあって、やっぱり人的なボランティアも体力的には難しいということになれば、使い勝手のいいお金のほうがいいだろうという、そんな思いで支援をされた方はたくさんおられるんだろうと思うんですけども、そういった方の思いは、やっぱり早くせっかく支援したものは使ってほしいというか、そのように活用してほしいというのが本音ではないかと思うんですが、そういった中で先ほどの現在まで1,200万、私の聞き間違いでなければ、そういったように先ほど述べられたと思うんですが、残りにつきましても、プールをしておいて、必要な都度使っていくというのではちょっと納得ができないように感じるんですが、そこらのことはどのように思っておられますでしょうか。

議長（山吹） 堀野総務部次長。

総務部次長（堀野） 支援金の充当ですけども、今年度につきましては、議員おっしゃられたとおり約1,200万円を充当させていただきます。残りの約8,000万円余り、そのままプールしておくのかということですけども、今この支援金の使い道につきましては、方針として「被災者支援及び生活再建支援に資する事業」、それから「住民による防災・減災まちづくりに資する事業」、それから「町が行う防災・減災対策ソフト事業」というものに充当するように考えております。これ来年度以降にもこういった事業に充てていくというふうな形を考えております。

長期的にずっと何年も何千万もプールしてというふうには今のところ考えておりません。とにかく今後につきましては、災害に強いまちづくりというものを目指してこの支援金のほうを活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 何度も言いますように、これからの防災・減災、大切ではありますが、復旧を望まれている方がたくさんおられると思うんです。

先ほどの、私でなくて、他の議員さんの質問の中でも聞かせてもらいましたけども、

小規模の復旧、田んぼですね、そういったところはなかなか補助が出ないという、そういったような状態なんですけども、そういう小規模の今本当に困っておられる方々のためにそれを使っていくというようなことは考えておられないのかどうか。先ほど言われましたように、これはただ単に個人の財産というか、それを復旧させるというだけではなくて、健康管理にもなりますし、町のためにとりましたら、本当に働く意欲というか、そういったものも全部含めてみましたら、大きな効果を上げるんじゃないかと思います。

これから災害があるかどうかというのはわかりませんから、いずれにしてもなければいいんですが、ないと思ってなかなか備えができないという、そういったものよりも、少々はお金がかかっても、今そういったところに手を入れていくほうがよっぽど効果があるとそのようにも思っておりますので、先ほど言いましたように、小規模のところに活用できる、残りが単純に考えても8,000万ぐらいあるような感じですけども、そういうところの考え方ができないものかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（山吹） 堀野総務部次長。

総務部次長（堀野） 小規模の被害を受けられた方へ支援金のほうを充てて、早期にその復旧を目指してはどうかということでございますけども、この支援金の活用方針というふうな形が、今、先ほど申しました3点について今考えております。その中にはハード的な面というふうな形のものはありません。

今後、この支援金を活用していく中で、そういったものに充てるべきなのか、それともやはりソフト事業、もしくは今から防災行政無線の整備とかありますけども、住民の皆さん皆さんのところへできるだけ早く情報を伝達するというふうなものに使うべきなのか、そういったところをしっかりと検証して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） ありがとうございます。用途というか、活用方法はいろいろあると思います。

これちょっと余談のようなことですが、誰かにお金を預かったらなかなか人には渡さ

ない、自分の範囲で何か困ったときに使ったらいいというようなのは人情的に誰しもあると思うんですが、どうせ寄附していただいたものですから、どこかの団体にぼんと預けて、きちっと早く復旧・復興のほうに、あるいはいろんなところに使ってくださいというような方法はできないもんですかね。ちょっとそこらあたりのことも聞いてみたいと思いますが、よろしくお願いします。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員、ちょっと通告から外れているようなところもあるので、ちょっと。答弁できますか。宗條総務部長。

~~~~~

総務部長（宗條） 災害支援金の受け入れ額が全体的に9,400万強という金額でございます。これについて、本年度、寄附金で受け入れたわけでございますが、これをそのままにしておきますと、今年度の決算で単なる財源として終わってしまうということになります。

この支援をいただいた方の気持ちというのは、人それぞれいろんな思いで熊野町に支援していただいたんだろーと思っておりますが、基本的には熊野町、災害に強いまちづくりをつくってくれよというお気持ちなんだろーと思っております。したがって、単に単年度の財源で終わらせるのではなくて、これは目的に沿った使い道をしたいということで、先ほど町長の答弁もございました筆の里づくり基金のほうに一旦予算化をして積み立てて、それを取り崩して必要な事業のほうに充てていくということでございます。

この事業への財源の充て方でございますけれども、一般的な財源に充てるとか、通常の災害復旧に相当するようなものの財源に充てるのではなくて、やはり先ほど言いましたように、これからの災害に強いまちづくりに資するような事業を、災害の検証委員会等の結果も踏まえまして、慎重に考えていきたいということでございますけれども、次長答弁のとおり、そう長くプールをしていくのではなくて、寄附をしていただいた方の思いに速やかに応えられるような対応をこれから図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） 今言われましたように、ルール上は全く問題ないと思うんです、私もね。全国的に支援金の使い方はこうこうこうですよということを言われておりますし、問題ないと思うんですけども、初めてこのような激甚災害に私たちの町がなつたと、そして被災された方々もほんとにびっくりどころじゃないんですけども、そういう目に遭われた中で、やっぱり今すぐにでも必要なところがたくさんありますので、そういうようなところを真剣に考えていただきたいなど。

そして、最初にも言いましたように、支援金の受け付け方とか、義援金等の違いというのをはっきりと明確にしてもらって、そして支援金を送ったら、長い間というのは失礼ですけども、いずれ町のために防災・減災に役立てていくような事業に使っていくんだというような思いを持たれたら、多分そんなに早く支援金のほうに回ってこないんじゃないかという、私はそういう懸念もしておりますので、今後のことも考えながら、またいい文言とか、そういったものがありましたら考えていただきますようお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で立花議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

（休憩 11時43分）

（再開 13時30分）

~~~~~

議長（山吹） 午前中の休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 5番、沖田でございます。私からは2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、乳児健診についてお伺いいたします。

子育ての知識不足、過剰な育児情報、乳幼児との触れ合い経験の乏しさ等、さまざまな要因により子育てに自信が持てず、家庭の中で子育ての不安を一人で抱え、悩んでいる親が増加しております。熊野町では育児不安の軽減を図るため、赤ちゃんが生まれた全ての家庭を対象に保健師等が自宅へ訪問する、こんにちは赤ちゃん訪問事業として、

乳幼児全戸訪問を実施されていますが、現状と課題についてお伺いたします。また、生後3カ月から5カ月に行われる乳児健診の現状と課題についてお伺いたします。

2点目に、防災・減災強化のための職員体制の充実についてお伺いたします。

昨年の中砂災害では、初動対応のおくれや避難所運営の課題など、多くの問題が浮上り、脆弱な体制が露呈しましたが、今後、防災・減災対応を強化し、町民の安心・安全を守るために具体的に何をするのかお伺いたします。

最初に、防災備蓄倉庫の管理体制について。次に、町内10カ所の避難所を開設した場合における職員配置により通常業務に支障を来すことが予測されますが、今後どのように体制を整えていくのか。最後に、危機管理体制の強化について。以上、詳細な答弁を求めます。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の「乳児健診について」の御質問は私からお答えし、2番目の「防災・減災強化のための職員体制の充実について」の御質問は、危機管理監に答弁をさせます。

乳児家庭全戸訪問事業として実施しています「こんにちは赤ちゃん訪問」事業につきましては、乳児がいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行います。また、乳児健診は、身体の発育及び精神発達のチェック、病気の早期発見、相談対応による保護者の子育てや心のサポートを行っております。これらの事業を通じ、支援が必要な家庭には適切なサービス提供に結びつけてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 時光民生部長。

民生部長（時光） 沖田議員の一つ目の「乳児健診について」の御質問に、詳細にお答えします。

まず、1点目の「こんにちは赤ちゃん訪問」事業の現状と課題についてですが、熊野町に住所を有する生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、町の保健師が自宅

を訪問しています。訪問内容といたしましては、乳児と母親の心身の健康状態や養育環境の把握、母乳・ミルク等の栄養相談、育児相談、要支援家庭に対する提供サービスの検討、また訪問結果により支援が必要と判断された場合には、関係機関との連携・調整を行っております。

平成29年4月から平成30年3月生まれの「こんにちは赤ちゃん訪問」の対象者は167名で、このうち163名の家庭を訪問し、訪問率は97.6%でした。訪問できなかった件数は4件で、そのうち3件が長期の里帰り出産、1件が訪問を希望しないという理由となっており、いずれも電話や来庁等の訪問以外の方法で、乳児と母親の健康状態を把握しております。

続いて、2点目の「乳児健診」でございますが、疾病及び発達等の心身障害やその他の異常の早期発見につなげるとともに、産婦の出産後の体調把握や、育児不安を軽減するための相談、生活習慣や育児に関する指導を行っております。本年度の乳児健診の対象者153名に対し受診者138名で、90.2%の受診率でございました。

課題といたしましては、「こんにちは赤ちゃん訪問」によりほぼ全ての乳児を把握しておりますが、乳児と保護者を適切な支援に結びつけるためには、乳児健診の受診率の向上を図るべく、未受診者への一層の働きかけが必要であると考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 貞永危機管理監。

~~~~~  
危機管理監（貞永） 沖田議員の2番目の「防災・減災強化のための職員体制の充実について」の御質問にお答えいたします。

まず、防災備蓄倉庫の管理体制でございますが、避難所までの運搬距離の短縮化と、災害による倒壊などから物資の全てを一度に失うことのないよう、役場庁舎そばの防災備蓄倉庫、第一小学校、第二小学校、第四小学校、東中学校、こども夢プラザ裏の熊野団地防災センターの6カ所に備蓄倉庫を設置し、分散して物資を保管しており、災害時には、これらの防災備蓄倉庫から担当職員が各避難所に必要な物資を搬送することとしております。

また、防災備蓄倉庫内の物資の管理につきましては、全体量の5分の1ずつを毎年購入することで期限切れを防ぐとともに、賞味期限を迎える一、二カ月前に小学校などで

の防災教育授業用に配布して、継続的な防災教育の啓発が行えるようにも取り組んでいるところがございます。

次に、町内10カ所の避難所を開設した場合における職員配置により、通常業務に支障を来すことが予測され、今後どのように体制を整えていくのかということに関しましては、今回の災害では通常業務を終えている午後7時の避難勧告発令に伴い、避難所を3カ所から10カ所に増設いたしました。その際、避難所担当職員の確保に時間を要しております。しかし、災害の発生は通常の勤務時間内でも起き得ることですので、勤務時間内に避難所の開設が必要になった場合には、通常業務をどのように継続していくのかという課題が出てまいります。

現在の計画では、発災当初の避難所担当職員は、総務部、民生部、教育部の職員で構成され、その総数は78名であり、これらを13班に分け、1班、五、六名が一つの避難所を昼と夜の2交代制で対応することとしております。

勤務時間内に避難所開設となった場合、30名程度の職員が避難所に向かうことになり、残された職員が通常業務を行うこととなります。この場合、課によっては人数が激減しますので、できる限り通常業務を継続させるような対応を行う必要がございます。

このことから、開設時の避難所対応職員数を少なくするため、避難準備の段階で全ての避難所を開設するのではなく、小・中学校の体育館を除いた避難所をまず開設し、避難者が増加して既設の避難所が満杯になりそうなときに最寄りの小・中学校の体育館を開設するという、段階的な開設も有効ではないかと考えております。

また、今後は避難所の開設準備が整うのを待たずに避難勧告の発令を行うように検討しており、避難所近くの住民の方が開設などに協力していただけるよう、自治会や自主防災組織等と協議を行い、円滑な避難所の設置・運営に取り組んでいきたいとも考えており、そうなれば避難所担当職員数は少人数でも可能ではないかと考えております。

なお、発災から数日経過いたしますと避難所は3カ所程度になり、避難所担当の職員数は減少しますが、罹災証明発行や災害廃棄物対策、災害関連死予防対策などの新たな災害関連の業務が発生いたします。今回の災害時でも、三重県などからの人的支援を受けている中、通常業務の縮小や遅延も発生しておりました。

東日本大震災の教訓から、各自治体では、災害時の通常業務をどのように維持するのかを定めた業務継続計画を策定して、限られた人的資源を優先業務に充てていくように求められております。このため、昨年度から策定に着手し、大規模地震を想定した場合

の発災直後からの業務継続に必要な人数等について、各課からの回答の取りまとめを進め、一時、災害で中断はしてはりましたが、このたびの災害対応の経験を踏まえた計画策定に取り組んでいるところでございます。

次に、危機管理の今後の体制強化についてですが、7月豪雨災害以前の危機管理の業務につきましては、庁舎内のパソコンなどの電子機器を統括する事務と兼務で、総務課内の防災情報グループ3名体制で行ってはりましたが、昨年7月20日以降は危機管理課を創設し、危機管理監、危機管理課長及び消防・防災に専属で対応する職員が3名、7月豪雨からの復旧・復興に関する業務を各部と連絡・調整する併任の職員が3名の、計8名体制となっております。

今後の危機管理体制の強化につきましては、危機管理に関する研修等の受講や先進自治体との情報交換などを進め、よりの確な災害対応ができるように取り組んでまいります。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 乳幼児全戸訪問については、ほぼ全ての家庭に訪問されているとのことと安心いたしました。乳児健診については課題があるとのこと。育児ノイローゼなども懸念され、児童虐待の早期発見につなげるためにも、今後も丁寧な対応を望みます。

乳幼児全戸訪問で行われる赤ちゃんの具体的な健診内容をお伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

~~~~~

子育て・健康推進課長（立花） 赤ちゃん訪問につきましての詳細な健診方法についてお答えいたします。

熊野町に住所を有する生後4カ月までの乳児がいる家庭に対しまして、町の保健師が自宅を訪問いたしまして、乳幼児の身体計測でありますとか、乳児と母親の心身の健康状態、養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供であるとか、母乳、ミルクなどの栄養相談、産後相談、育児相談等々のことを診察とあわせてやっております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 先天性疾患の健診としてはどのようなものがありますか。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 先天性疾患でございますけれども、心臓疾患であるとか、反射的な異常であるとか、そういうものがございます。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、生後3カ月から5カ月に行われる乳児健診の健診方法と健診内容をお伺いいたします。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 乳児健診の健診内容と方法についてですけれども、乳児健診につきましては、母乳であるとか、ミルクの飲み方、妊娠中の経過、出産状況、それから出産時からの体重の増加、それから予防接種の受け方、そのほか保護者の質問に応じまして、子供の発育、発達以外にも、保護者と話し合いながら、産後うつのことであるとか、そういうことを健診時に確認をしております。

それから、方法でございますけれども、小児科の医師と保健師、または助産師等を町民会館のほうにお呼びいたしまして、20人から30人程度の方を誕生日ごとにお呼びいたしまして、年6回ほど実施しております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、乳幼児全戸訪問で、保健師が先天性疾患の疑いがあると判断された赤ちゃんの情報は、乳児健診の際に医師には提供されているのでしょうか。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 赤ちゃん訪問等で異常が見つかった場合についてなんですけれども、まず一人一人赤ちゃん、それからお母さんに対してのカルテ等をつくりまして、それをもとに健診前でございますとか、そういう機会を通じて医師のほうにはお伝えをして、健診時に重点的に見ていただいておりますところでございます。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 熊野町子ども・子育て支援事業計画では、平成31年度までの具体施策として、データ管理体制等の強化による健診制度の向上とありますが、何がどのように強化され、健診制度が向上されたのか、お伺いいたします。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） データ管理によりまして、健診等の内容がどのように向上したかということにつきましては、カルテ等を作成いたしまして、またアセスメントシート、リスク等の判定等に使うものでございますけれども、そのデータを使いまして分類分けをして、必要に応じて関係機関、病院等の紹介等につなげるようなことで健診の向上を目指しております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 私が伺いましたお母さんからは、自宅を訪問された保健師から、足のしわが気になるが、しばらく様子を見て、異常があれば4カ月目に行われる乳児健診で検

査を促されると言われましたが、何も言われなかったので安心していたら、6カ月を過ぎて病院を受診したところ、先天性股関節脱臼と診断され、手術を余儀なくされましたとのこと。小さな体にメスを入れることへの不安ははかり知れません。もっと早くわかっていればと、何のために乳児健診があるのかと訴えておられましたが、いかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 赤ちゃん訪問等によりまして、何かの異常を見つけて、それが医師等に伝わらないことにつきましては、カルテ等をつくってやっているところではございますけれども、さらに医師、それから乳児健診以外でも母子手帳の中には集団健診のほかに個別健診が無料でできる、これは県内であれば無料で個別健診が受けられるものが2枚程度入っておるんですけれども、それを使って健診をするようにまた十分に説明をして、また集団健診におきましても、医師等の連携、それからそこに携わります保健師、または看護師、助産師のほうに情報共有をして、今後、さらに状態が正しく伝わるように努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 熊野町の子育てガイドブックには、「乳幼児健康診査は病気や異常の早期発見と予防のためにも大切な健康診査です」と記載されております。進んで受診されたのにもかかわらず見逃されてしまい、早期発見につながらなかったことが非常に悔やまれます。股関節が完成するのは生後7カ月ごろと言われていますが、まだやわらかい状態である生後4カ月までに発見された場合、おむつの当て方や装具などで正常な位置に保ち治癒することが可能ですが、月齢が進むほど治療は困難になるとのことです。今後、このような事態を起こさないために体制を強化していただきたいと思っております。

熊野町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、町長は社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、社会の宝、将来の夢である次代を担う子供、若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子供を生み、子育てをしたく

なるまちづくりを推進してきたと言われておりますので、さらに充実させていただくことを要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、防災備蓄倉庫の管理体制についてですが、去年の土砂災害発生時には全国から多くの支援物資が届きましたが、全て被災者に提供されているのでしょうか。物資によっては備蓄倉庫に保管されているものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

~~~~~

危機管理課長（西岡） 去年の豪雨災害の後に、全国から支援物資のほうをいただいております。大量な物資をいただいております、全てを使い切ったわけではございません。特に、衣類等は結構状態の悪いものも多くございました。そういうものにつきましては、昨年夏に、町民会館で町民の皆様提供させていただいた後、さらに残ったものについては、町内の社会福祉法人のほうに提供させていただいております。

食料、飲料水につきましても、賞味期限が近いものも結構ありまして、そういうものについては期限が来たものから順に廃棄処分とさせていただいたものと、あと一部、各町内施設のほうに、イベント等で使っていただくために提供させていただいたものがございます。

あと、日用品等で使えるものにつきましては、そのまま残しているという状況でございます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 備蓄食糧については、賞味期限がありますので廃棄をされたものもあるということなんですが、せっかくの善意なので有効活用していただきたかったと思います。一部はイベントのほうへ提供されたということですが、今後も備蓄物資に関しては賞味期限ごとに入れかえがあると思うんですけれども、廃棄をされることのないよう、有効活用していただきたいと思います。

去年の災害時には、避難所に配置された職員がどこに何があるのかわからず、自主防災会の会長が指示をされたと同っておりますが、倉庫内は整理され、物資ごとに分けら

れており、職員が見れば一目でわかるようになっているのでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 町内6カ所に備蓄倉庫がございまして、そちらのほうに食料、日用品を配置しております。ただ、各備蓄倉庫によって容量等も違いますので、数と種類も一部違うものも配置していたことございました。今回、たな卸し等、危機管理課職員のほうでやっておりまして、種類別に置くようにしております。

来年度以降につきましては、備蓄倉庫以外に避難所となっております施設に直接置けるものは置かせていただくということで、今各施設のほうと調整をしているところでございます。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 今お答えいただきましたが、町内10カ所の避難所全てに備蓄倉庫が設置されていないため、昨年災害時には大原ハイツの被災者が避難された町民体育館に備蓄倉庫がなく、第四小学校から物資を届けようとしたのですが、道路が寸断されており、すぐに届けることができなかつたと伺っています。今、御答弁にございましたように、町内10カ所に少しでもいいので備蓄物資を置いていただきますようお願いいたします。そして、避難者に速やかに物資が提供できるように体制を強化していただくよう要望いたします。

次に、町内10カ所の避難所を開設した場合における職員配置により、通常業務に支障を来すことが予測されますが、今後どのように体制を整えていくのかということでございますが、今、御答弁にございましたように、避難所運営に関しては自治会と協力をしながら職員配置が減らせるのではないかとということや、業務継続計画の中で各課からの取りまとめを行っているということでございましたが、町長の施政方針にもありましたが、昨年の災害発生時には職員が災害対応や避難所運営に携わることにより、通常業務におくれが生じ、町税の口座引き落としも被災者にあわせ1カ月延期したため、次の月に2カ月分引き落とされ、周知が行き届かなかった町民から多くの苦情を聞いて

おります。被災者支援に尽力して下さっていたことは重々承知しておりますが、町民から税金を預り、サービスの向上に努めるのが行政の役割であります。今後は十分に体制を整え対応に当たっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 今回のそういった事例というのが初めての経験ということで、事前の準備、今後何が、それが必要なものかというのが十分検討ができていなかったということで発生したのだと思います。今後については、そういったことは事前に計画、マニュアルの中で、次は何を行うのかというようなことを入れておきながら、住民のほうの周知にも怠りがないようにしていきたいと思います。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） よろしく願いいたします。

また、避難所運営については先ほど来ございますように、行政主導から住民自治へ連携協働することにより、職員の負担も軽減されると考えます。避難所のかぎの保管や避難所開設など、住民が行えるように訓練している自治体もありますので、先進自治体を参考に検討していただきますようお願いいたします。

次に、危機管理体制の今後の強化についてですが、首長、あるいは自治体の危機管理のリーダーは、社会の安定と被害の軽減のために、適切な意思決定、行動選択、資源運用を図ることが、いつ、いかなる状況にあっても求められるため、油断大敵であり、用意周到でなければならないと言われております。被害を最小限にとどめるため、計画的に備えていかなければなりません。

広島市の災害予防課では、地域でのハザードマップの説明会や、自治会や自主防災組織との連携、学校との連携に努めていますが、熊野町ではいかがでしょうか。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 小・中学校での防災教育というものについて、直接教育委員会のほうと取り組み等はしてありませんが、今後、必要なものだというふうに考えておりますし、子供たちが将来大きくなったときに率先して防災に対応できるように、教育のほうにも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） ハザードマップについては、町民から、自分の家がどこにあるのかわかりづらく、活用しにくいとお声もいただいております。自治会や自主防災組織ごとの防災マップの作成も必要と考えますが、先ほどの施政方針の中に、来年度は財政的支援を行うとのことでしたが、作成のための費用を支援されると考えてよろしいでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

~~~~~

危機管理課長（西岡） 自主防災組織に対します助成金の制度でございます。対象経費として、物資、印刷代等については対象外となっております。そういうものについては、対象に組み入れるように要綱の改正を行うようにしております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 要綱の改正を行うということは、対象になるということですか。

~~~~~

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

~~~~~

危機管理課長（西岡） 対象になるように改正を行うというように進めております。

今までにつきましては、防災士の資格を取っていただく受講料であったり、実際に資機材等の購入には充てられるというものでございまして、より具体的にといいますか、ソフト面で活用いただきやすいような改正を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 自主防災組織ごとの防災マップや地区防災計画を策定するためには職員の後押しが必要であり、防災知識の習得や防災士資格の取得などに力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 自主防災組織等へ職員が支援、助成できるような職員の資質の向上ということによろしいですか。昨年、発災後、11月に職員防災士のほう、資格は2人取らせていただきました。今後も危機管理課のみならず、職員でそういった資格を取ることは大変有効かと思っておりますので、広めていくとともに、自主防災組織の中でも一人でも防災士等、防災リーダーを育てていただきたく思っております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 危機管理課は、上下水道課や建設課との連携が重要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 建設部のみならず、民生部、教育部とも連携をとりながら、発災直後は特に全庁挙げて対応が必要かと思っておりますので、連絡を密にしながら危機管理体制は構築していきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） このたびは土砂災害でしたが、地震などの場合には、老朽化した管路の破損なども考えられますので、危機管理課としては上下水道課や建設課とは特に密に連携をとっていただきたいと思います。

大原ハイツでは、突然作業員が来られ、事前に説明がなかったため、被災者が驚いていらっしやいました。昨年説明会を開いたとのことですが、工事の時期が近づいたら被災者宅に改めて説明に伺うべきではないでしょうか。県との連携はとれていないのでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 砂防ダム、急傾斜の工事につきましては、県が地元説明会を開いて実施するというふうに伺っておりまして、今までも2回、説明会を開いていただいております。3月末に施工業者も入札で決まると聞いておりまして、その後、4月に入りまして地元で工事説明会をされるというふうに伺っております。

急に工事が始まったというのが、頂上部分の国の治山関係の工事を苗代側からモノレールを設置いただいて、それから資材を運んで、その後、頂上付近で工事をしていただいたという経緯がございまして、それにつきましては、いつから工事が始まるということが住民の皆様には伝わってなかったということがございます。実は町のほうもちょっと把握してなかったところがございますので、ちょっと国の工事はもう終わりなんですけど、県の工事に対しては重々住民の皆様には周知した上で施工を行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） お願いいたします。

危機管理課は総合計画での各課の防災の取り組みなどをマネジメントしていくことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 防災関係のことにつきまして、総合計画の中でも取り上げられる  
と思いますけども、各課の中の連携、調整というのはさせていただいて、よりよい防災  
体制を築きたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） よろしく願いいたします。

防災・減災強化のための職員体制の充実については、女性管理職の登用も重要である  
と考えますが、平成29年度は3名の女性管理職がいましたが、今年度は1名しかおり  
ません。今後はどのように考えているのか、町長にお伺いいたします。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 女性の管理職の登用という形なんですけど、おっしゃるように29年  
度は3名の女性の管理職がいました。現在1名になっておりますが、当然、適材適所と  
いう形の観点で、今課長補佐級の管理職が数名います。この対応を持っていきたいとは  
考えております。ただ、すぐという形は年齢的な問題、また経験の問題からいって、ち  
ょうどすぐ持ってこれるといふ形も、ちょっと今のところどうしようかなというところ  
でございますので、当然のことながら、女性の管理職登用というのは積極的に行ってい  
きたいとは思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 防災・減災については、女性の視点でないと気づかないこともあるため、  
今後は積極的に登用していただきますようお願いいたします。

職員は数年で異動するため、町内の特徴を熟知した防災の専門職員を育成することが

必要だと考えますが、町長、いかがでしょうか。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） おっしゃるとおりでございます、今自衛隊の自衛官、OBといってもやめて数年たつんじゃなくて、各自治体が盛んに採用してるんですが、その採用を考えております。危機管理のプロでございます、実を言うと今年度からやりたかったんですが、ちょっと資格が防災士とか何とかじゃなくて、自衛隊内部のちょっと非常に高度な資格というか、そういうのがあるみたいで、その該当者がいなかったということで、32年度からはぜひとも協力本部、あるいは13旅団にお願いしておりますので、どうしても来年、もしくは再来年にはそういう職員を入れたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。

核となる職員を育てて、長期間専従させることが重要であると考えますので、今後とも一層検討していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時11分）

（再開 14時12分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を行います。

4番、諏訪本議員の発言を許します。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 4番の諏訪本でございます。私がしゃべって涼しくなればいいんです

が、熱くならんようにいきたいと思います。よろしく申し上げます。

今まで4年、議員を務めさせていただきまして、4回目の質問になりますが、このたびも筆産業の振興について質問させていただきたいというように思います。

最初に、前回の質問でありました平成29年12月の議会以後の町の取り組みについて伺いたいと。できれば新たなことが、こんなことができるとというようなことがあれば伺いたいというように思っております。

また、前回の質問の中で、熊野筆事業協同組合、それから熊野町商工会と協議し、東京商工リサーチに依頼して、国内筆市場に関する需要動向調査というのを平成29年度に行っておるという回答がありました。そのときの説明の中で、熊野筆のイメージ調査であるとか、熊野筆の課題といったようなことについて調査しているという説明がありました。その結果について、熊野町のお考えをお聞きしたいというように思っております。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 諏訪本議員の「熊野筆の将来」に関する御質問にお答えいたします。

本町の筆産業のうち、化粧筆は国内外において知名度が高まり、堅調な状況にあるものと見ておりますが、書筆・画筆については、少子高齢化などに伴い、需要は減少を続けているものと認識をしております。

こうした中、筆産業は、本町の地場産業であるとともに、我が国の伝統産業でもあり、これが後世に継承されるよう、筆事業協同組合を中心とした取り組みには今後も必要な支援を行うなど、熊野町や熊野筆の発展に不可欠な施策に引き続き注力してまいり所存でございます。

詳細につきましては、副町長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 諏訪本議員の「熊野筆の将来」に関する御質問に、詳細にお答えをいたします。

前回の質問以後ということで、平成29年12月以降の取り組みになるかと思いますが、筆産業への町の支援策、特に毛筆産業に対する支援といたしましては、熊野筆事業協同組合による後継者育成事業や、筆まつりなどのイベント事業への実行委員会補助、筆の里工房の運営を通じた筆文化の継承、情報発信などの支援を行ってまいりました。

次に、熊野町商工会等が国内筆市場に関する需要動向調査についてですが、その最終報告によりますと、書筆と画筆については、少子高齢化に伴う需要減少による市場縮小、書道人口の減少により需要拡大は見込めないとあります。また、化粧筆については、なでしこジャパンの副賞として採用されるなど知名度も上がり、化粧品メーカーのOEMとしての輸出などもあり、近年の生産量は微増し、高級化粧筆が堅調なこともあり、生産額も順調に伸びてきている状況とあります。この報告内容は、近年における熊野筆産業に関する概括的な傾向についての町の認識とも共通するもので、違和感なく受けとめたところでございます。

まちの活力の維持・強化のためには、地場産業の活性化が不可欠であることは論を待たないところでございます。したがって、筆産業界が目指される将来像の実現に向けたさまざまな問題を今後共有させていただく中で、対応すべき行政課題については、その解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、熊野町、あるいは熊野筆のブランド強化や観光・交流施策など、行政施策として展開すべき課題・取り組みに関しましては、引き続き推進をしてまいります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） ありがとうございます。いずれにしましても、何とか筆をとというのが私の思いでございますので、よろしくその気持ちを受けとめてもらいたいというように思います。

3年半前から質問をしておりますけども、言われたことの記録を見たりしますと、例えば町長さんあたり、最初、私も筆の出身だからとか、あるいは私は思い切った言葉を随分使ったのもあって、私も思い切ったことをやりたいというようなことを町長さんのほうからも御発言いただきました。ただ、それがだんだんだんだん私とすれば限定的になってきたような気がして、トーンが下がってきているような気がしております。ちょ

っと私は残念なような気がしておるんですけども。

私は日本一の筆の町としてのやっぱり自覚といいますか、責任といいますか、やっぱり必要だと思うんですね。先ほど町長さんも、筆産業は我が国の伝統産業でありという言葉を使っておられます。これ調べてみますと8割近くは熊野町で生産しております。私は熊野の動向といいますか、熊野の要するに動くことが我が国の筆産業を左右しておるといっても間違いではないというように思っております。我が国の特に書の文化ですね、こういった書の文化については、熊野がつくるというぐらいの気概が必要ではないかというように思っております。

先ほどの答弁では、町のほうとして、今まで聞いたことですよね、聞いた範囲のことですけども、それなりなことしか取り組んでおられないというたら失礼なんですけど、余り目新しいものはなかったような気がしております。私は、先ほど、今冒頭に言いましたように、できれば思い切ったものに取り組んで、改革、改善につながればというように思っております。

また、私の愚痴じゃないんですが、今まで自分なりに、大した知識じゃないんですが、要するに自分なりのいろんなアイデアを私なりに言ってきました。例えば、修学旅行生に、広島へ来る修学旅行生に書道体験はどうだろうかとかいうようなことあたり、あるいは表札づくりをやってはどうだろうかとか、いろいろなことを言ってきましたけども、町のほうからこんなこととかいうようなのは余り出てないんですね。

以前、町長さんが言われたのを、これも思い出したからしゃべらせてもらいますが、行政としては、要するに失敗は許されないということを前、町長さんのお口からお聞きしたことがありますけど、英断といいますか、決断をしてもらいたいなというように思っております。

そういう中で、以前のお話の中で、町長さんのほうが組合の理事さんであるとか、青年部の方と定期的に意見交換をしておられるというふうなお話をお聞きしたことがあります。口外いうんですか、口にできる範囲で結構ですので、町としてどのようなスタンスで対応され、あるいはどのような発言をされておられるのか、お聞きしたいというように思います。

また、もう一つ、先ほどの副町長さんの答弁の中で、一応私とすればこのたびの報告書については、イメージ調査であるとか、課題の調査ということが入ってるよということが前に説明があったので、副町長さんの言葉の中で探したんですけども、対応すべき

行政課題についてはという言い方をされておられますよね。その対応すべき行政課題については、その解消に向けて積極的に取り組んでまいりますという言葉がありました。

言葉じりをつかまえるわけではないんですが、対応すべき行政課題。私がぱっと考えると、書筆やら画筆について言えば、市場縮小であるとか、書道人口が減少しとるといようなのが課題かな。これは永遠に近い課題だろうと思いますけども、そういう課題に対してどういうように考えておられるか。何を課題とされ、それから何からどのように取り組んでいこうとされておられるのかということをお尋ねしたいというように思います。ちょっと質問が二つになりましたけども、よろしくお願ひします。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） ちょっと回答のほうが大ざっぱな形になったろうと思っております。おっしゃるように、実際的に筆産業の中で、今需要と供給の関係で、化粧筆についてはその需要は十分高まっているというのは、世界的な市場を持ってらっしゃるといのが化粧筆だろうと思います。それに反して、毛筆につきましては毛筆文化がある地域、もしくは毛筆を使って何かの芸術を生み出そうとする観点の中で使われるものという形ではなかろうかと思っております。

私も熊野に来させていただきまして、現在40年たちます。そうした中で、筆業界の方、また私の身内も筆屋ということで、ふだんからいろんな話をするわけなんですけど、やはりこの状況を打破するにはどういう形があるんだろうか。また、打破するための施策とすれば行政は何かできるんだろうかというのを絶えず考えてまいりました。そうした中においてもなかなか難しい問題であるのはあろうと思っております。

というのが、当然のことながら、以前にはなかった例えば筆であれば筆ペンなり、インクで簡単に書けるもの、その状況もすばらしくいいものが出てきております。また、OA時代に突入しまして、いろんな形の筆文字のような形も、年賀状を書くにもほとんど今ごろは印刷の文化になってしまっているというのもあると思います。

そうした形の中で、今熊野町が目指すものをどういう形でやっていかれるかというのは、当然筆の事業者さん、また組合、商工会も考えていただいておりますところだと思ひますが、やはり需要が伴うかどうか。

以前であつたら、それこそ筆記用具という、そこまではないですけども、昭和の戦後

に筆記用具というのはおかしい話ですけど、そうはいつでも学校の授業においても十分取り入れられたものが、この形態が変わってきて、きれいな字を書くという形の観点も、はっきりいって大分薄れてきてるんじゃないかならうかと思います。

そうした中で、熊野町におきましては小学校の低学年の書道を導入したり、またこれを全国的に広めていったり、やはり使ってもらう、需要を出さないことにはどうしても生産のほう、必要がなくなってしまうんだらうという形になるかと思います。そうした形の中で、いいものだけを目指していくのか、筆の産業の中においても、こういった形の筆を目指すのかというのがやっぱり葛藤されているところじゃないかと思います。

以前には、日本の中に海外から多くの筆が入ってくることは少なかったと思いますが、現在では、百均ショップでも十分中筆、大筆まで買えるような状況になってます。そうした形の中で共生をしていくのに対して、熊野筆というのはやはり伝統的工芸品であり、高級的な筆であるという形の中からいけば、需要数はどうしても減ってくるのは仕方ないことだらうと思います。

ただ、それがいいのかどうかというのを業界の方たちと十分に話をしながら、その中で行政がどういう形のお手伝いができるんだらうかと。先ほど申しましたように、学校、文科省のほうに当然のことながら行政として働きかけをする。また、国では国会議員の方が書道連盟という形も立ち上げていらっしゃいます。そうした形の中で、書道の、また皆さん使っていただこうと。

今からもう5年ぐらい前になりますが、町長のほうが国会議員さんの署名用の筆を総理大臣のほうへ持っていかせていただいて、そういった形のPRをさせていただいたり、いろんな形を考えていながら、またあわせて、御承知のとおり、筆に関するビデオもつくって全国的に配布しています。

行政ができるというのはそういった形の後押しという形のものを中心として、実際的につくっていただくのはやはり筆業者さん、事業所になります。そのところが生産需要が発生するような形のをどういう形で、例えば業者のほうに、国のほうに働きかけてくださいとか、いろんな形のものもあると思います。PRのところをやってくださいと。その分からできたものが平成6年にできました筆の里工房であらうと思います。現在はTAUのほうでも、広島県に筆を中心とした、それから発生した化粧筆もありますよ、画筆もありますよという形の中で、こういった文化もあるんだということで今PRをしております。そういった形の中を今後とも追求しなきゃいけないんだらうと思

いますし、またそうした形の中を業界のほうとも十分に検討させていただきたいと考えてます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ありがとうございます。

今のお話の中で、私のほうが酌み取れば、要するに組合の方々ともそういうような雰囲気に対応されておられるというように酌み取らせていただきますが、ただ、私はきょう、余りこれは筆組合であるとか、これは行政の役割だとかいうことは、きょうは議論したくない、これは外したいなと思っております。ただ、私は以前からずっと申し上げているのは、行政は行政としての役割といたしますか、お互いが足を引っ張り合うちゃいけないと思うんですよ。お互いが牽制し合うて、結局、進んでないんじゃないですかというのが以前の私の言い分だったんですが、きょうはそのことについてはもう言いませんけども、ぜひある程度ターゲットを絞って、行政は行政としてのターゲットを絞って、きちっとねらいを明確にして、そこへ向いてアタックしてほしいなという気持ちであります。

私もこれまで今のいろんな話の中、町長さんとのやりとりの中でも、お互いやはり大変厳しい状況にあるという中で、このたび国内筆市場に関する調査ですよね、この最終報告書というのを商工会の許可を得ていただきました。ほんとこれを見て、私は危機的な意識を持ちましたけども、よく見よると、いや、熊野の筆、よく頑張ってるよねという部分も見れば見るほど感じてきました。それは詳しくはきょうは時間がないから申し上げませんが、やはり全国の筆の産地というのは広島が2カ所、それから愛知県、それから奈良県、それからあとはその他という項目になってるから多分輸入関係だと思えますけども、そういうような中で、先人といいますが、あるいは筆業界の関係者の皆さん、あるいはその中で行政関係の働きかけもあったかもわかりません。そういう中で、本当にやはり感謝申し上げたいというように思っております。

そういう中で、私はやっぱりこれから、これから大切なんじゃないかというように思っております。この数字というのは、この報告書の数字というのは、あくまでも仮説に基づいた数字ですから、絶対的な数字ではありませんけども、私ちょっと驚いたか

らちょっと皆さんに紹介の意味も含めて簡単に生産本数と生産額について、もう30年前と30年ちょっと後の数字だけをちょっと挙げさせてもらいますと、書道筆については、だから30年前は3,600万本、熊野はですね、熊野ですよ。つくっておったのが、30年後には600万本、要するに3,000万本もげたと。要するにそのまま単純に割れば17%、要するに80%以上はもうつくられなくなった。それから、画筆についていうと、4,000万本つくっておったのが、360万本、単純に割れば9%、1割弱ですよ。それから化粧筆についても、4,800万本つくっておったのが、3,100万本に実際には減少してるんですね。

ただ、生産額について見ると、ここら辺が熊野の方々の先人の皆さんに感謝しなきゃならないなと思うんですが、書筆についていうと、30年前は65億の売り上げがあったが、売り上げというか生産額があったが、33億で、47%に減少してある。それから、画筆については28億から17億、61%に減少してある。化粧筆については30年前は20億だったんですが、何とこれは60億に、3倍にはね上がってある。これはやはり、私は詳しいことはわかりませんが、やはり商品の単価といいますか、価値観が、ブランド化が進んだおかげだというように思います。

それだけ、これだけの減少があると、普通、通常であればもう筆屋さんあたり、倒産してしまいますよね。でもそれを持ちこたえながらこうしてきておるということについて、先ほど言いましたように、感謝しなければならぬというように思っております。

ただ、そう言いながらも一般的には毛筆、画筆分を化粧筆でカバーしておるというのが、町長さんもよく言われますけども、現状ではないかなというように思います。そのほか、関係の皆さんではいろいろやはり経費の節減やら、販売方法の工夫等によって御努力されておられるというように思います。

ちょっと長くなりましたけども、この報告書について、実際にはだから1年ちょっと前にもう商工会のほうは手にしてるわけですけども、活用案といいますか、商工会のほうの活用案が検討されておるならお聞きしたいし、町のほうでこの報告書を手にされて、検討されてこられたのか、あるいは検討されているならその結果をお聞きしたいというように思っております。よろしく申し上げます。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。
~~~~~

副町長（内田） 当然のことながら、結果のほうを受けて、どういう形で行くんだらうか、またどういう形をしなければいけないんだらうかという協議のほうは、私、具体的にはその分を私はしてませんが、担当部署についてはお話をする機会は多々ありますので、そういう形でやっています。

ただ、今のところ、ならどうすればいいんだらうかと、やはり需要と供給という形のバランスで、またいろんな形をするのにはやっぱり難しい問題だということで、今からが正念場ではなかろうかと思っています。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 町長。

~~~~~  
町長（三村） ちょっと補足しておきます。組合との、2年前から理事長さんとか青年部とか話しとったんですが、昨年7月にああいうことなんで、ちょっと中断してます。そして、残念ながらちょっと後退局面に入っております。

というのは、例えば春の筆の日、これも組合としては手を引かせてもらいたいというあれもありますし、それから経産省ですね。これの補助事業も少し手を引かせてもらいたいという申し出を受けております、この1年ぐらい前ですかね。それから、もう一つ、この春に豊島区ですね。23区と交流している一環なんですけど、桜の木をいただきたいということで、桜祭りというものは出席するんですが、そこの出店も組合を通じて行ったんですが、もうそんな余裕がないということで、これも断られました。

問題なのはさらにその先でありまして、今まで組合がいろいろと、いろんな全国フェアをやっとるんですね、実を言うと。私もどんなものがあるか、全部は把握してませんが、それへの出店をやめるといふ、やめたいという意向も出ております。もう一度話し合いをしなければならぬと思っておりますが、その事業を町が、行政として受けるような性質のものではないと私は考えております。

今言ったように町のやるべきことは、やはり直接乗り込んで市場開拓するような事業は、これは行政の範囲を逸脱しておりますから、やはり組合を通じて頑張っていただいて、その側面支援だと私は認識しております。絶対に行政が直接商売に乗り込んでうまくいったことはありません、伝統産業の分野において。

だから、そういうことを考えながら、もう少し組合と話し合いをして、やはり全ての

事業を中止するのではなく、やはり加入者で少し汗をかいてもらって、年に何回かはお互いに盛り上げていこうじゃないかと。そのときは我々は全面的にバックアップいたします。だから、行政だけが、町の職員だけが参加するような形、これが残るのは非常に怖いし、そういう事態にはさせたくないと思っておりますので、今それが現状の状態にあります。非常に苦慮はしております。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） ありがとうございます。だから3月、ちょっと私も聞き逃したんですが、この3月21日から組合のほうがもう手を引くということでもいいんですか。筆の日のことですが。

議長（山吹） 西川地域振興課長。

地域振興課長（西川） 筆の日実行委員会ということで実施をさせていただいてまして、昨年、30年度の予算はその実行委員会の補助金を落としてつけておりません。違う形で100周年の記念式典と同じ日に、ちょっと災害の関係もあって同じ日になりましたので、そこはちょっと筆の日ということで、イベントといいますか、展示等は、筆の日としての展示等はさせていただく予定ですが、今度の3月21日には町だけでそういう展示をさせていただくことにしておりますので、今年度以降はちょっと難しいということと聞いております。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） この3月21日は100周年の式典等もありますし、私らは充実したものになればなというような思いでございましたから、そういう中で、私は、ただ別に負け惜しみとかどうこうじゃなしに、やっぱりこういう、以前、私はちょっとピンチとチャンスを間違っちゃったことがあります、やっぱりこういうこのたびのようなピ

ンチを、逆に言えばチャンスにかえるぐらいのやっぱり勢いといいますか、持ってほしいなというように思っております。

それから、以前の筆産業の振興にかかわって私も何遍か質問した中で、かつて戦後の範囲だったと思いますが、筆組合の組織そのものも10年ごとぐらいに変わってきますよね。だから、そういう中でやはり活動内容もそれはいろんな形があると思うんですよ。

ただ、今、先ほど町長さんが言われたような形でいろんな全国での出店等が減るというのはマイナスかもわからんけども、しかしそれをまたエネルギーに変えていかなきゃいけないんじゃないかなというように私は思っております。ぜひとも一つそういう方向で考えてもらえればというように思います。

次に、そういうこのたびの報告書のデータの中で、私はやっぱりもうちょっと熊野筆についてのもっと、このたびの報告書を随分いろんな資料、データが載ってますけども、熊野筆に特化したような資料をもう少し研究してみなきゃならないのじゃないかなというように思っております。そこら辺についてどうですか。この今の資料をもう少し町のほうは、これは組合のほうがいなきゃならないことかもわかりませんが、熊野筆に関係した資料をもうちょっと収集して検討すべきではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） おっしゃいますように、やはりデータというのは必要なものだと考えます。

ただ、1点だけ、やはり筆業界の方と十分にこの必要性というのをお互いが認識しておかないと、やはりちゃんとしたデータにならないと思いますので、そういった形も含んで業界の方、また商工会の皆さんとも協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） これ以前も申し上げたことかもわかりませんが、かつてブランド力のない熊野筆は、熊野筆の名前で筆が売れなかったという時代があったということを聞いて

たことがあります。だから、筆まつり等が全国へアピールできなかつたりというようなことも聞いたことがあります。

ただ、先ほど言いましたように、この報告書を見て、やはり熊野はよく頑張っておるということからすると、私は熊野筆の、特に書筆、画筆については、売り上げは要するに2割、1割に落ちておるけども、生産額的には半分程度で我慢しておるんですね。そういう面でいうと、少しずつではあるけども、この書筆、画筆についてもブランド化が進んでおるんじゃないかなということを何とか酌み取りたいんですがね、と思っております。

そういう中で、私は長年にわたってやはりこの筆、書筆については、やっぱり熊野の我々の先人が筆を培い育ててきたものでございます。そういう中で、このブランド化ということが私はぜひとも必要だというように思います。そういう中で熊野筆の将来のあるべき形であるとかいうようなことを少しでも、先ほど言いましたように熊野のいろんな筆関係の材料を集めながら、練りに練って方向を検討してもらえればというように思っております。

終着駅じゃないですが、要するに落ちつきどころと申しますか、そういったようなことについて、町のほうはいかがでしょうか。ちょっと抽象的な質問でございますけども、どんな考え方というか、持っておられるか、お聞きしたいというように思います。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） おっしゃるように、やはり残していくためにはそのPR、情報発信というのが必要だと思います。先ほどおっしゃいますように、画筆等につきましても、実は日本の中でアニメの世界とか、いろいろなところではもう熊野の筆というのは物すごいブランド的なものになっております。そういった形のを私どものほう、行政といたしましても、例えば筆の里工房を利用して十分皆様のほうにまた情報発信をしていくという形の中で、いろんな形の中で連携をとりながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） ありがとうございます。私はやっぱりいろんな面で夢を持ってほしいなという、夢を持ち続けていきたいなというようなことを思っております。

ちょっと4年間の中でいろんな質問をしましたけども、例えばその中で27年だったですかね、海外への商標登録を国の金で町が進めてやったと。これなんかというのはブランド化という面でいったりすると随分、数字の上でこうなった、こうなったということにはなっていないかもわからんけども、貢献してきたんじゃないかなというように思います。

また、これも27年じゃなかったですかね、筆の里工房でセレクトショップですか、4割引をやられたというのもちょっと私、メモったんですが、これは逆に言うと、私からいうと、ブランド化に関しては足を引っ張る動きじゃなかったかなと思ったりも、いろんな解釈の仕方がありますから一概には言えませんが、やっぱりこのたびの報告書の中にも、やはり化粧筆で熊野はええがに行った、ブランド化にええがに成功した、それに追従して熊野の今の書筆、あるいは画筆も、よりブランド化することが、ある意味では熊野の生きる道かもわからんというようなことがちらっと書いてあったのを思い出しますが、やはりぜひともそういう中で熊野の筆が生き残れると思っております。

もう一つ、ちょっと思ってることを言わせてもらおうと、レジャー白書というのがあるんですね。2015の資料を見たら、やはり筆関係の市場規模であるとか、あるいは書道人口あたりが載っておるんですね。そうすると、大体今この2000年以後、半減してきて、大体市場規模が500万人ぐらい。それから書道人口が少ないときは300から500万人近くというのが今のような人口のようです。

こういったことに関しては、以前町長さんが余り好きじゃないと言われたんですが、産学官あたりとも、こういった数字をはじいていく上ではね、適正な数値を見出そうと思ったりすると必要なんではないかなというようなことを思います。

それから、以前、28年ですか、書き初めで本議会で決議しました世界遺産登録の件ですが、まだ今月中ぐらいに結果が出るんですかね。ちょっと私もよく見ておりませんが、非常に厳しい状況ではあるというふうなのが載っておりますけども、先ほど言いました3月21日の日には100周年の式典行事もあります。ぜひとも我が国の筆産業の振興と発展、特に書道については、私は派手さはなくても日本の文化として地道にきちっと息づいていくというところを見出したいなというようなことを思いながら、4年間で4回目の質問をさせてもらいましたが、また頑張ってもらいたいと思いますので、

通りましたらまた相手をしてください。よろしくお願いいたします。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

（休憩 14時49分）

（再開 15時05分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、民法議員の発言を許します。民法議員。

~~~~~

8番（民法） 8番、民法でございます。通告書に基づきまして2点ほど御質問いたします。

まず1点目は、地域防災センターの整備計画についてお尋ねいたします。平成32年度から東部地域健康センターの建設を行う予定で、プロポーザルによる設計業者の選定に入られるところですが、この計画の進捗状況についてお聞かせください。また、東部地域の整備完了後、中央、西部における地域防災センターの整備方針はどのような考えであるのか。

次に、2点目、海田警察署熊野交番の建てかえについてでございます。熊野団地が完成して間もなく建築され、耐震基準を満たさない海田警察署熊野交番の建てかえ計画についてお尋ねいたします。住民の安全・安心なまちづくりの観点から、熊野交番の整備に当たり、町はどのように関与してきたのか。また、交番の建てかえ計画は今後どのように進むのか、以上2点についてお聞きします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 民法議員の二つの御質問、「地域防災センターの整備計画について」と「海田警察署熊野交番の建てかえについて」の御質問にお答えします。

地域防災センターの整備計画につきましては、昨年7月の豪雨災害において、町内各

所で土砂災害、浸水被害が発生し、災害発生直後の対応について、ハード・ソフトのあらゆる面でまちの防災力の脆弱性が露見したことから、その強化・充実が喫緊の課題であると強く認識し、町内3地域に防災・減災活動拠点としての施設を整備する必要があると考え、推進しているところでございます。

まず、東部地域防災センターの進捗状況でございますが、平成33年6月の開館に向け取り組んでいるところでございます。現在、基本・実施設計業務の公募型建築プロポーザルを実施しており、今後、2回の選定委員会を経て、4月下旬に設計者を決定するよう事務を進めているところでございます。残る2地域の整備につきましては、中央地域は町民会館内に、西部地域はくまの・みらい交流館に併設して地域防災センターを整備し、それぞれ、シャワー室、洗濯室の改修、備蓄倉庫、ペット室などを新設していくこととしております。

詳細につきましては、危機管理監に答弁をさせます。

次に、2番目の御質問、海田警察署熊野交番の建てかえについてでございます。県警が県内296カ所に置く交番と駐在所のうち、3分の1の102カ所が、昭和56年以前の旧建築基準に基づいて建てられており、現行の耐震基準を満たしていないと伺っております。このため県警では建てかえを順次進めており、本町の海田警察署熊野交番は、来年度に建てかえる計画であると伺っております。

関係機関に対し、これまで本町全域を見据えた治安の強化や町行政との連携といった観点を踏まえ、建てかえにあわせて立地の検討がなされるよう働きかけてまいりました。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 貞永危機管理監。

~~~~~

危機管理監（貞永） 民法議員の1番目の「地域防災センターの整備計画について」の御質問に、詳細にお答えします。

地域防災センター整備計画につきましては、昨年9月の議員全員協議会において整備構想を説明させていただきましたとおり、町内を東部、中央、西部の3地域に分け、それぞれの地域の防災・減災活動及び避難所運営の拠点施設を整備するもので、中央及び西部の地域は、既存の施設を利用してその機能を強化するよう整備し、東部地域には新たな拠点施設を整備するものでございます。

まず、東部地域における防災センターの進捗状況でございますが、東部地域における大雨、台風による土砂災害のおそれのある際の避難所は、熊野第二小学校、東公民館が土砂災害警戒区域内にあることから使用できず、東部地域健康センターのみとなって、昨年7月の豪雨災害、その後の台風襲来による避難所開設時には、避難者で満杯となる状況がございました。そのため、東部地域の住民の安全を確保するため、早期の整備を進めているところで、昨年10月に東部地域防災センター事業認定図書作成業務を発注し、その後、東部地域の新宮、初神、城之堀、萩原の自治会、東公民館運営審議会委員、自主防災組織の代表者を交えたワークショップを2回開催し、地域防災センターの建設場所、避難経路の確保、小学校・保育所の児童・園児の安全確実な避難等について協議していただきました。同時に、東公民館利用者へのアンケートも実施し、これら意見も踏まえ、公募によるプロポーザル方式での設計者選定を進めているところでございます。

現在、プロポーザルによる選定に参加意欲のある設計者の参加表明書の提出を受け付けている最中でございます。3月25日開催予定の第2回選定委員会で5者ほどに絞り込み、その後、技術提案書の提出を求め、4月26日開催予定の第3回選定委員会では、町民会館を会場として、公開ヒアリング、プレゼンテーションを実施し、設計者を決定することとしております。

今後の東部地域防災センター建設予定でございますが、来年度中に基本設計、実施設計、用地の取得を行い、平成32年度に建物の建築工事を施工し、平成33年6月の開館を目指しております。

また、残る中央、西部地域の防災センターの整備方針でございますが、昨年7月の豪雨災害で浮き彫りとなった、避難所の環境、運営面についての課題解消を図り、避難所としての機能を強化することを目的に整備を進めることとしております。

まず、今回の災害発生直後では、町内の道路が遮断され、毛布、非常用食料の配給がままならないことがございました。そのため、中央地域は町民会館内に、西部地域はくまの・みらい交流館に地域防災センターを併設して物資配送の拠点として整備するとともに、長期化した際の避難生活を支える設備として、シャワー室、洗濯室、備蓄倉庫、ペット室を整備する方針としております。

なお、中央、西部の地域防災センターの整備の時期につきましては、まずは、東部地域防災センターの建設を優先して進めさせていただくことから、平成32年度以降の事業実施を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 民法議員の2番目の「海田警察署熊野交番の建てかえについて」の御質問に、詳細にお答えいたします。

住民の安全・安心なまちづくりの観点から、熊野交番の整備に当たっての町の関与ということでございますが、警察施設の全体的な整備計画の中で、老朽化や耐震性能といった緊急性等の総合的な評価に基づき、熊野交番の改築がなされるものと承知をいたしております。交番の配置、あるいは建てかえといった事項は県警が所管するところではございますが、現在の熊野交番が本町の人口急増期といった環境下で立地場所が選定されたであろうこと、及び駐車場が狭いといったことから、地域密着型の警察拠点としての交番の機動性や利便性に劣る状況が見受けられるところでございます。

このため、町全域の治安強化が図られ、かつ町行政との日常的な連携強化によって安心・安全なまちづくりが一層推進できるなど、熊野町民の福祉向上に資する計画であれば、町としても可能な協力は惜しまない旨の意思を伝えてまいったところでございます。

こうした経緯から、県警から移転改築予定地を役場前交差点に面した町有地とするこの打診がございまして、当該土地には行政目的での用途が予定されておりませんので、内諾のもとに熊野交番の建てかえ計画が進められてきたところでございます。

設計業務は今年度内に執行し、来年度の当初予算に建築費の予算措置がなされているとお聞きしており、順調に工事が進めば、平成31年度内には交番機能の移転がなされるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。

詳細に答弁いただきましたが、数点聞かせていただきたいと思っております。

東部地区には現在、地域健康センターがあり、入浴サービスを提供されているようでございますが、新たに建設する地域防災センターにシャワー室は必要なのか。また、ど

ういったときに使用するのか、災害時以外には使用しないのでしょうか、ちょっと聞きたいと思います。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 新たに設置します東部地域の防災センターは、指定緊急避難所として500人程度の収容人数を想定しております。シャワー室の設置は、長期避難生活も考えた場合必要不可欠なものであると考えております。

また、そのシャワー室の使用についてでございますが、防災避難訓練等で使用することはあるかと考えておりますが、原則、災害時以外での使用はしない方向で考えております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 承知しました。

次に、現在の東公民館の利用者は少ないと聞いていますが、現在の施設より2割以上も大きい施設を建設するということですが、日ごろの利用者が増加する見込みがあるのか、それとも災害時を考えた施設規模にされているということでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 東部地域の防災センターにつきましては、災害時に備えて防災センターから周囲1.5キロメートルの土砂災害警戒区域内の人数と、7月豪雨災害で最も避難率が高かった町民体育館への避難率を参考に、収容人数を設定しております。その収容人数をもとに、施設規模についても見合うものを想定して設計していくことにしております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） それで、ペット同伴、先ほどペット同伴避難者への配慮を可能とする機能を持たせるといことですが、中にはペットが苦手な方とか、ペットアレルギーといったそういう方の配慮はどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 防災拠点施設の防災センターでは、ペット同伴避難者を受け入れる施設として設置をする予定でございます。当然、ペットが苦手な方も同じ施設に避難されるようになりますので、それぞれの方に配慮した施設になるように設計する必要があります。現在、公募しております公募型プロポーザル、そちらの説明書のほうに、配慮するよというように明記してありまして、その上で設計をしていただくこととなります。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） わかりました。

続いて、中央地域には、以前、町民会館に入浴施設がございましたが、現在は廃止されているようでございます。今後、中央地域にシャワーなどの施設を設ける予定はあるのか、お聞きしたいと思います。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 町民会館におきましては、中央地域の防災拠点施設として使用することとなります。そちらの施設につきましてもシャワー室を設けるといことと考えております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） この中央地域のシャワー室とも同様に、使い道というものはどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 災害時のシャワー室ということで設けることと考えておりまして、災害時以外の使用は原則行わないものということで考えております。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 西部地域には西部地域健康センターがございます。東部地域健康センター同様に入浴サービスが提供されていますが、西部地域の防災センターはどのように考えておられるのか、お聞きします。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 西部地域におきましても、防災拠点施設としてくまの・みらい交流館を整備していくこととなっております。そちらにつきましてもシャワー室を設置していく予定でございます。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） いろいろと伺いましたが、近年の気象状況を考えますと、昨年夏と同じような豪雨がまた降っても不思議ではない状況と思われま。東部地域だけではなく、中央地域や西部地域にも早期に防災センターを整備していただくようお願いいたします。この質問を終わります。

続いて、海田警察熊野交番の建てかえについてでございます。広島県警察が役場前の町有地を使用することになりますが、どのような契約になるのか。また、現在の交番の

跡地として何に使われるのか、お聞きします。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） まず、町有地の使用に関する契約関係でございますが、先ほど御答弁いたしました、予定地への交番移設は町全体を捉えた治安という観点からは望ましいものというふうに思っております。町行政と警察との日常的な連携も密になるということでございますので、町の利益につながるとそういうふうに考えてございます。

このため、町の条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づく普通財産の無償貸付の規定を適用いたしまして、無償での貸借契約である使用貸借契約を締結する予定といたしております。この場合の契約期間でございますが、熊野町財務規則の規定に基づきまして、30年以内の契約期間を設けるということになってまいります。

なお、交番跡地の用途についてでございますが、これについては承知いたしております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。

先ほどの答弁にもあったように、現在の交番は駐車が狭く、行きにくいという声をよく聞きます。行っても誰もいないといった声も聞きますが、新しい交番では町民が相談に立ち寄るための駐車場や、誰かが常にいるような相談室など、整備されるのかどうかお聞きします。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 計画図面の段階でございますけれども、来客用の駐車スペースは2台ほど確保されるのではないかと考えております。また、交番の1階部分に相談室が設けられると、そのような計画とお聞きしております。

この相談室では、警察官、あるいは警察官OBによる交番相談員さんが相談に応じる

ということをお聞きしております。警察官がパトロールなどで交番を留守にする場合は、基本的にはこの交番相談員さんが配置されるものと、そのように理解をしているところでございます。

また、何らかの理由で交番が無人になるような場合は、交番の窓口に設置されております電話機で海田警察のほうに内線通話ができる、あるいは緊急の場合にはその電話を使って110番通報ができると、そのようにお聞きしております。そういった体制をとられるものと理解をしているところでございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） わかりました。

次に、西部地域には統計的に不審者事案が多いように見受けられますが、交番が移転すると初動対応がおくれるのではなかろうかといった、西部地域住民の治安への不安に対して、町はどのような見解をお持ちなのか、お聞きします。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 西部地域に限らず、不審者事案を未然に防ぐには、警察車両によるパトロールが非常に大きな抑止力になるものと思っております。このことから、交番の移設自体は西部地域から移転はいたしますが、西部地域を含めて町全域の治安維持に向けたパトロール活動、そういったものの強化につきましては、引き続き海田警察に要望してまいりたいと思っております。

また、不審者事案の発生状況を踏まえまして、町といたしましても青色防犯パトロールによる警戒の実施でありますとか、関係施設、機関、団体等とも連携活動を行う、あるいは警察OBや町の巡回指導員による出前相談を、例えばこども夢プラザのほうで実施するといったような対応をとりまして、町民の不安解消にこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8 番（民法） いろいろとありがとうございました。

最後に、町長にお聞きしたいんですが、最近の交番は地域の特色、またデザインを取り入れた建物となっているのをよく見ますが、熊野交番は県道に接していることもあり、ぜひ熊野ならではの特徴を生かした外観づくりがなされるよう、町長、そのあたりはどのように考えているのか。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 言われることごもっともでございますんで、極力努力はしてまいりたいと思いますが、いかんせん、広島県警、各県警、お金を持っておりませんので、その範囲内で頑張っていきたいと思います。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8 番（民法） ぜひともお願いしたいと思います。

先ほども諏訪本議員の質問で熊野筆、熊野ならではのいったらやはり筆なんですよ。例えば筆のモニュメントなりをちょっとデザインに取り入れるとか、一つよろしく願いしたいと思います。

町の中心部、それも県道沿いに交番が移転することは、住民の安全・安心なまちづくりの観点からはいいことだと思います。今後、県警と一体となって地域安全の推進に一層尽力されるとともに、交番がなくなる西部地域の巡回パトロールの強化を求めるなど、住民の不安を取り省く努力がなされることをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で民法議員の質問を終わります。

続いて、2 番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

2 番（竹爪） 2 番、竹爪憲吾です。

このたびは、豪雨災害を受けて、今後の河川管理はどのようにしていくのかについてお聞きしたいと思います。河川の質問につきましては、既に時光議員がされておられ、重複する部分もあろうかとは思いますが、再度、答弁をよろしく願いいたします。

私は平成29年9月議会において、豪雨時におけるまちの防災対策についての質問をして以降、まちの防災体制について注視していただけたに、昨年7月の豪雨災害において、町内の至るところで土石流が起り、大原ハイツにおいては山際の家屋に土石流が流れ込んで、逃げおくれた12名の尊い命が犠牲になったことはまことに残念なことで、心から御冥福をお祈りしたいと思います。

あれから8カ月を経過しておりますが、この災害をもたらした山から流出した土砂は、河川に流れ込み、現在でも町内の河川には土砂が堆積しているように見えます。私はこれから雨季を迎え、再度大雨が降った場合には、河川が氾濫するおそれがあるのではないかと考え、住民の安全・安心のために、早期の対策がなされることを望み質問いたします。

第1に、この災害で多数の護岸が崩れており、現在、大型土のうなどで仮復旧がされております。このままの状態では梅雨時期を迎えますと、仮復旧をした護岸が再度崩れないかと心配しております。そこで崩れた護岸の整備の現状と今後の整備の予定はどのようになっているかを伺います。

2番目に、先ほど申しましたが町内の河川には土砂が堆積しているように思います。役場前の道上川についても、上流からの土砂の流入で川底が高くなっているように思います。このままの状態で大雨が降って、流れる水の量が増した場合には、水位が上昇して護岸を超えるのではないかと心配しているところです。そこで、町内河川の川底に堆積した土砂の取り除きの予定はどうなっているかを伺います。

3番目に、町内には呉地、川角地区で洪水浸水想定区域というものがあり、県により二河川に水位計が設置されているとお聞きしました。今回の災害では、新宮地区の熊野川が氾濫して多くの面積が浸水しております。そのような状況ですので、自宅などへの浸水が予想されるところでは早目の避難が必要とされており、河川の水位情報は避難の判断をする上で非常に有効な情報だと思います。また、毎年、河川の様子を見に流される方の悲報に接することがあり、住民が水位の上昇した河川に近づくことは危険な状況でもあります。

そこで、二河川以外の河川での氾濫に備えるために、水位計とか河川の状況を常時監

視する定点カメラなどの積極的な策を講じる予定はあるかをお伺いたします。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 竹爪議員の「豪雨災害を受けて今後の河川管理はどのようにしていくのか」の御質問にお答えします。

昨年の豪雨災害では、道路や河川などの多くの公共施設に甚大な被害を受けました。特に、河川につきましては上流で起こった土石流の影響により、町管理河川では16河川、63カ所の被害を受けております。今後、これら被災箇所の早急な復旧を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 竹爪議員の「豪雨災害を受けて今後の河川管理はどのようにしていくのか」の御質問に詳細にお答えします。

まず、1点目の崩れた護岸の整備の現状と今後の予定でございますが、県管理河川、町管理河川ともに、被災直後に道路擁壁と兼用している護岸や2次被害が想定されるところにつきましては、応急的に大型土のうなどで仮復旧をしております。

護岸復旧の予定でございますが、時光議員の御質問でもお答えしましたとおり、県、町ともに今年の1月末で国の災害査定が終了し、県管理河川では順次発注していただいております。町管理河川につきましても、道路兼用護岸を含む四つの河川の復旧工事を今年度、既に発注しております。これ以外の箇所につきましても、県の砂防や治山工事との調整を図りながら順次発注し、早期復旧を目指してまいります。

次に、2点目の川底に堆積した土砂の取り除きの予定でございますが、県管理の二級河川につきましては、現在、県で実施箇所の選定作業を行っているとお聞きしております。また、町管理の普通河川につきましては、三谷川で堆積土砂が一部残っておりますが、石風呂川や道上川などにつきましては、災害直後の応急浚渫作業は既に終わっております。

しかしながら、上流で発生した土砂災害の影響で、現在も土砂が徐々に堆積しつつあ

る河川も見受けられます。今後、堆積状況を注視しながら浚渫を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の河川の氾濫に備えるための積極的な策を講じる予定でございますが、現在、二級河川の氾濫が予想される箇所に水位計の設置を県に要望している状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） 御答弁ありがとうございます。

それでは、1番目の答弁に対してですけど、崩れた護岸の整備については、早急に工事を行っていくとありましたが、護岸が崩れる原因は川幅が狭いということもあるのではないかとと思いますが、川幅を広げる計画というのはあるのでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

建設部技術次長（林） 災害復旧工事でございますけれども、原則といたしまして、災害の起きる前の状態に戻す工事でございます。もとの状態に戻すといいましても、物理的に不可能なもの、例えば護岸が石積みであったものなどはブロック積みに直すことはございますけれども、原則といたしましては、もとの高さ、あるいはもとの川幅に戻すものでございますので、災害復旧の工事では難しゅうございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） 災害復旧の川幅は難しいということですが、今後の対策として、災害時に対策本部となります庁舎付近については、極端に下流域では狭くなっている箇所があり、流れの妨げになり、昨年のもう雨時のように一部崩れ、浸水寸前になるところがあります。ましてや庁舎が浸水するようなことが起これば、対策本部として重大な機能が失われることとなります。ほかに県道がそばに通っておりますので、浸水するおそれ

ある箇所を調査していただき、早期に危険箇所の拡幅を望みますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 堂森建設部次長。

建設部次長（堂森） 庁舎付近の道上川の河川拡幅改修といった質問でございますけども、河川拡幅ということになりましたら、やはり下流域の問題等、多々課題が多くあるかと思っております。そういった中で、まずはできることからということで、支障となる樹木の伐採とか、自然護岸による川幅が狭くなっている箇所等について、適切な維持管理に努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） いろいろな問題があると思いますが、想定外の事態が起こっている現状ですし、一部でも機能が失われることのないように、早期に検討いただきたいと思えます。

続いて、2番目の土砂の浚渫の質問への答弁に対しまして、町管理の河川は、災害直後の応急対応としては浚渫を既に終わっているとのことですが、私が見ても、住民の皆様の声からも、作業がなされていない箇所が多数あるように思っています。調査していただき、きめ細かに進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。徐々に堆積している箇所については、今後、具体的にどのように浚渫を進めていく予定でしょうか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 町管理の河川につきましては、定期的に巡視を行うことにより、日ごろから堆積量のチェックをすることにより、堆積が見受けられれば浚渫を順次行ってまいりたいと思っております。また、県管理の河川につきましても、早期に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 今年の災害以降、土砂の堆積が早くなっているように思います。堆積状況に注意をしていただき、河川が氾濫することがないように早目の対応をお願いしたいと思います。

では、3番目の質問への答弁に対しまして、県管理の河川の水位計の設置については時光議員への御答弁でわかりましたが、それ以外の河川については、町で水位計を設置するお考えはないのでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 現在、大雨等で浸水が予想される区域について、何らかの対策が必要であると考えているところでございます。なるべく簡易な方法で河川水位の情報を収集し、その情報をホームページ、登録メールやライン等で発信するなど、住民への防災情報の提供充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） ぜひとも検討していただいて、住民への情報発信をお願いいたします。

次に、河川の様子を映し出す定点カメラについてお聞きします。私が調べた限りではいろいろなものがあり、性能もさまざまであるようで、最近は夜間の撮影ができるものもあるようです。定点カメラを使って河川の様子をいち早く知ることができれば、避難情報の判断も迅速に出せるとは思いますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 西岡危機管理課長。

危機管理課長（西岡） 議員御指摘のとおり、河川の状況をリアルタイムで知ることが可能でございまして、浸水が想定される区域におきまして、適切な避難の判断は可能になってくるというふうに思います。

その定点カメラでございますが、設置、維持管理にかかわります課題、あと夜間にどのように、どこまで確認できるのかというようなことがちょっと情報が不足しております、それらの情報を収集し、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） ぜひとも設置の検討をお願いしたいと思います。

今回の災害を受け、住民一人一人が防災に対する意識を高め、自分の身は自分で守るという気持ちで災害への準備をすることが大切になってきていると思います。河川の氾濫のおそれのある地域では、河川の水位や流れぐあいなどの情報を収集し、早目の避難行動がとれるようにしていく必要があります、そのための情報収集と提供ができないかと思い今回の質問をいたしました。今後、災害に関するさまざまな情報を収集して、即座に町民に伝達できるよう発信方法を検討していかれるということなので、ぜひともその一端に加えていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

これより日程第6、熊野町議会災害対策特別委員会の最終報告についてを議題とします。

熊野町議会災害対策特別委員長から調査の最終報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。本件については、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、熊野町議会災害対策特別委員会の最終報告を受けることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時47分）

（再開 15時49分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

熊野町議会災害対策特別委員長の発言を許します。荒瀧委員長。

災害対策特別委員長（荒瀧）

平成31年3月12日

熊野町議会議長 山 吹 富 邦 様

熊野町議会災害対策特別委員会

委員長 荒 瀧 穂 積

### 熊野町議会災害対策特別委員会最終報告書

本特別委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1 調査事項

災害に係る調査に関する事項。

##### 2 調査活動の経過

1番から5番については、中間報告をさせていただいております、12月議会ですね。だから6回以降を御説明申し上げます。

第6回 平成31年1月23日 「平成30年7月豪雨」災害検証委員会の経過について。住民避難等災害関連報道の視聴について。「自助」「共助」「公助」について。

第7回 平成31年2月6日 災害関連報道にかかる感想・気付き、熊野町における課題等について。特別委員会の最終報告に関する協議。

第8回 平成31年3月6日 特別委員会の最終報告について。

次のページ、裏側でございます。

##### 3 報告事項

平成30年7月豪雨による災害を踏まえ、自然災害発生時に議員間における被災状況等の情報を共有し、住民の安全・安心の確保等、熊野町の将来に向けたまちづくりに資するため、次のとおり、議員間で確認し、また町へ要望をすることにした。

###### (1) 議員間における確認事項

議員は、災害が発生しそうなときまたは災害が発生したときにおいては、まず自らの命を守り、その上で議会及び議員に求められる対応が図れるよう万全を期すこと。

災害が発生したときにおいて、議員は、本委員会で定めた「町議会における災害発生時の対応要領」により対応することとし、情報共有等に努めること。また、この要領に沿った行動がとれるよう事前に災害発生時にとるべき行動を想定するなど、対応について理解すること。

近隣市町議会と連携し、被災状況及び復興計画の共有を図ること。

( 2 ) 町への要望事項

平成30年7月豪雨は、尊い町民の命と財産を奪った。この事実を真正面から受けとめ、全町民が教訓として共有し、永久に後世に受け継ぐことを願い、次のことを要望する。

( 短期的には )

雨量計、防災カメラ等、可能な設備の設置や防災情報に関する町内外のネットワークなど、町独自または各機関との連携によりきめ細かな情報収集をし、最悪の状況を想定、人命最優先の上、発災前に避難勧告を発すること、町民の早期避難誘導を可能とするよう努めること。

復旧・復興計画等を議会へ説明すること。

( 中期的には )

地域防災計画等が改訂または策定された場合、適宜、議会へ説明すること。

ハザードマップ、気象予警報、その他避難行動に資する情報を町民に周知徹底すること。

特に土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)や土砂災害警戒区域(イエローゾーン)内に居住している住民にその危険性を十分認識するよう取り計らうこと。

災害弱者を考慮した自主防災活動の誘導と、そのためのリーダー育成に努めること。

発災時の逃げおくれも想定し、一時避難シェルター等の検討も望む。

全町民が即時避難できるよう避難袋を常備するよう促し、避難所においては、避難者の自主運営を望む。

次のページになります。

町職員は町民の避難誘導や避難所の開設、また、発災後の避難所の運営などにより、業務、住民サービスの低下にならないよう日ごろから意識・検討すること。

( 長期的には )

盆地である熊野町は、四周に土砂災害警戒区域(イエローゾーン)があり、自然災害

に弱いことが露呈した。平成30年7月豪雨から学んださまざまな教訓を整理蓄積し、課題を常に議論し、100年先を見据えた自然災害死「0」のまちづくりに取り組むこと。

以上、この報告と「防災の日」の実施により、地方自治の原点に立ち返り、全町民が安心して暮らせる町となるよう願うものである。

以上。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で熊野町議会災害対策特別委員会の最終報告を終わります。

お諮りします。これより日程第7、諮問第1号、日程第8、諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第7、諮問第1号、日程第8、諮問第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~  
議長（山吹） これより日程第7、諮問第1号、日程第8、諮問第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~  
町長（三村） 諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員の候補者の推薦」について御説明申し上げます。

現在の熊野町人権擁護委員のうち、片川委員及び東委員の任期が6月30日で満了することに伴う再任について、人権擁護委員法に基づき、議会の御意見をお伺いするものでございます。

今回再任の推薦をいたします片川委員と東委員は、平成25年7月に人権擁護委員に選任され、現在2期目の活動中ではありますが、住民からの信頼と実績もあり、熊野町の人権擁護問題への取り組みに欠かせない人材となっております。お二方ともに職業経験や人格、知識ともに熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより諮問第 1 号について採決します。本案については片川光さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号については、片川光さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第 2 号について採決します。本案については東都茂江さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号については、東都茂江さんを適任とすることに決定いたしました。

議長（山吹） これより日程第 9、議案第 4 号、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第 4 号、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、全庁的な使用料等の見直し実施に伴い、熊野団地防災センターの設置及び管理等に関する条例ほか 11 条例に規定する使用料等を改正するため、条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、財務課長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 桐木財務課長。

財務課長（桐木） 議案第4号、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

使用料等の設定に当たっては、「利用する人」と「利用しない人」の負担の均衡を図り、負担の公平性を確保する必要があります。このため、このたびの見直しでは、実際に行行政サービスに係るコストを算出し、統一的な基準に基づき使用料等の見直しを行い、利用者により適切な負担を求めることで、負担の公平性を図っていくことといたしました。

今回の見直しにより、使用料につきましては29施設、125項目中、増額するものが116項目、据え置くものが6項目、現状貸し出しができないなどの理由により項目を削除するものが3項目といたしております。

次に、手数料につきましては57項目中、増額するものが1項目、据え置くものが56項目といたしております。

この一部改正条例は公布の日から施行し、平成31年10月1日の施設使用等から適用することといたします。

説明は以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

9番（荒瀧） 大変重たい条例が出てまいりまして、住民の公共の福祉を求める上でいえば、簡単に上げるのがいいのかどうかという議論もあろうかと思えます。

常任委員会でもこういう議論はいたしておりません。こういう数字が出てまいりました。トータル幾らプラスになりますか。

議長（山吹） できますか。桐木財務課長。

財務課長（桐木） 29年度の実績でいきますと、530万ほどトータルとなる予定で
ございます。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） これは行財政改革の議論も必要な要素かと思うんですが、今質問できる
要素としますと、この五百数十万をどういうふうにご利用されますか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 現在、いろいろな形の中で事業を展開させてもらっているという中で、
一般財源として施設の管理運営等に充当してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 上げた後でいろいろ住民の方からの御意見が出てまいろうと思います。
そのあたりもお聞きいただいて、満足度が上がるものかどうかということも踏まえて御
検討いただきたいと存じます。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） ちょっと聞くとところによれば、長年の課題であるというように聞いて
おりますけども、前回の改定はいつだったのか、聞かせてもらえればと思います。

議長（山吹） 桐木財務課長。

財務課長（桐木） 前は平成20年に改定をしております。平成20年のときにグラ

ウンドとかのお金を町民から徴収するようになっております。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） それから、この前もちょっと申し上げたんですが、年度途中からの、10月からの変更というふうになってますが、これについて住民というか、利用者の理解というか、了解が得られますかね。ちょっとそこが私心配なんです。年度当初にある程度いろんな活動等については、会費等は徴収して始めてると思うんですね。だから、年度の途中で会費等を値上げしなきゃならないんじゃないかなと思ったりしますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 10月1日の改定というのは、消費増税が行われるということで、一般的にはことしの10月1日を境にさまざまなサービス料金について改定がなされるということでございますので、このたびの使用料・手数料の改定につきましても、この10月1日の消費税、地方消費税の改定の時期にあわせて、そういった増税といったような要素も含めて改定を行わせていただくということで、さまざまなグループであるとか、利用者について、とまどいが起きるかもわかりません。その点についてはこれから十分に広報等で周知をさせていただいて、御理解をいただくように尽くしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） そちら辺が理解ができればと、団体によっては年間の使用料等を、施設の使用料を計画的に積み立てて年度当初の計画を立てていると思いますので、そこらをちょっと心配しております。

もう一つは、お金の面で言うたりしますと、いろんな公的な施設を使用する場合に、

減免措置を講じることがあると思うんですが、ここについてはこのたびは変更はないんですか。一切つつかれないんですか、どうなんですか。

議長（山吹） 桐木財務課長。

財務課長（桐木） 減免の措置は今回は対象としてませんので、変わることはありません。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 私は先ほど出ました530万円の金を捻出するということに当たっては、減免というところへも踏み込んだほうがいいのではないかなというようなことをちょっと思っております。

以上です。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第10、議案第5号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第5号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、国民健康保険財政の運営主体となった県とともに、持続可能な医療保険制度を構築させるため、保険税率等の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 須賀税務課長。

税務課長（須賀） 議案第5号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税率等の改定及びそれに伴う関係条文の改正を行うものでございます。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立し、平成30年度から広島県が財政運営の責任主体となり、毎年、市町ごとに事業費納付金を算定し、標準保険料率の提示が行われることとなります。その保険税収納必要額を確保するため、保険税率等を改正するものでございます。

お手元の資料4をごらんください。

国民健康保険税は、2改正内容にありますとおり、（1）の医療分と、（2）の後期高齢者支援金分、（3）の介護保険分の三つの区分に分かれ、それぞれ所得割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。

今回の改正内容は、（1）の医療分の所得割を6.40%から6.70%に、均等割を3万200円から3万100円に、平等割を2万2,500円から2万2,200円に、（2）の後期高齢者支援金分の所得割を1.76%から1.99%に、均等割を8,700円から9,000円に、平等割を6,700円から6,600円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、40歳以上65歳未満の被保険者が対象となる（3）の介護保険分につきまして

ては、据え置きとさせていただきます。

また、今回の均等割、平等割の額の改正に伴い、(4)の減額措置に係る保険税軽減額の変更を行うものでございます。

この一部改正条例は、平成31年4月1日に施行し、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に適用いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第11、議案第6号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第6号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、本年、3月25日に開始するコンビニエンスストア等における住民票等の交付に関し、個人番号カードを利用して、店舗内に設置されている多機能端末機で印鑑登録証明書の申請及び受け取りが行えるよう定めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第12、議案第7号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第7号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、学校教育法の一部改正により、大学制度として新たに「専門職大学」が設けられたことを受け、放課後児童支援員の基礎資格に「専門職大学の前期課程を修了した者」を追加するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第13、議案第8号、熊野町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第8号、熊野町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、学校教育法の一部改正により、大学制度として新たに「専門職大学」が設けられたことを受け、水道法施行令等が定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準が見直されたことから、本町が定める資格基準についても同様の見直しを行うとともに、技術士試験の科目見直しに伴う字句の整理等、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第 8 号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第 14、議案第 9 号、熊野町都市公園条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第 9 号、熊野町都市公園条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」などが平成 24 年 8 月に公布され、平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が 8% から 10% に引き上げられることに伴い、公園使用料に転嫁する消費税及び地方消費税について、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第 9 号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号については原案のとおり可決

されました。

議長（山吹） これより日程第15、議案第10号、熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第10号、熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」などが平成24年8月に公布され、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、下水道使用料に転嫁する消費税及び地方消費税について、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第16、議案第11号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第 11 号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につ
きまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」などが平成 24 年 8 月に公布され、
平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が 8 % から 10 % に引き上げられることに伴い、水
道料金及び分担金へ転嫁する消費税及び地方消費税について、所要の改正を行うもので
ございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第 11 号について採決します。本案については原案のとおり決すること  
に御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号については原案のとおり可  
決されました。

ここでお諮りします。本日はこれをもって延会とし、あす 9 時 30 分から会議を開く  
ことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、本会は延会とし、あす 9 時半から会議を  
開くことに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

（延会 16 時 26 分）